

第8期 佐倉市 高齢者福祉・介護計画

素 案

令和2年 11 月
佐 倉 市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 介護保険制度の改正内容	3
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	7
6. 計画の推進体制	9
第2章 高齢者を取り巻く現状	11
1. 佐倉市の高齢者の状況	11
2. 介護保険サービスの現状	14
3. アンケート調査結果からみた現状	15
4. 第7期計画の評価	23
第3章 計画の基本方針	26
1 計画の基本理念と基本目標	26
2 計画の体系	27
3 重点施策	28
4 日常生活圏域	29
5 地域包括ケアシステムの構築、推進	32
第2部 施策	36
第1章「生きがい・介護予防」	37
1 社会参加の促進と敬老意識の高揚	37
2 いきいき健康づくり	42
3 介護予防の総合的な推進	44
第2章「安心な生活の確保」	49
1 安心できる在宅福祉サービス	49
2 認知症にやさしい佐倉の推進	53
3 権利擁護と地域での見守り	57
4 在宅生活を支える体制の充実	59
5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備	61
6 災害・感染症対策の推進	64
第3章「医療・福祉」	65

1 在宅医療・介護の連携と推進	65
2 介護保険サービスの充実	65
第3部 介護保険 サービス量と 介護保険料	71
第1章 介護保険サービス見込量	72
1 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計	72
2 介護保険サービス等の見込み	73
第2章 介護保険事業費と介護保険料	82
1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順	82
2 介護保険の財源内訳	83
3 介護保険給付費見込み額	84
4 保険料必要額の算定	86
5 第1号被保険者の介護保険料	87

第1部 総論



第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちが高齢期を迎えた平成 24 年（2012 年）以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進展しております。

佐倉市においても、高齢者人口は一貫して増加を続けており、令和 2 年（2020 年）9 月現在、高齢化率は 32.1%となっています。今後、人口は減少傾向となる一方で、高齢者数は増加し、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）、更に全国的に高齢者数がピークとなる令和 22 年（2040 年）より前には佐倉市の高齢者数がピークとなることが予測されています。

また、高齢者や 65 歳以上の単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加も予測され、介護を含めた様々な支援が必要とされる高齢者が生きがいを持って、地域の中で安心して暮らせる社会づくりが急務となっています。

国としても介護保険事業に係る円滑な実施を確保するため、基本指針として地域共生社会の実現や介護予防・健康づくり施策の推進、介護人材確保及び業務効率化、災害や感染症対策に係る体制整備を推進するなど、更なる取組みを進めているところです。

こうした中、佐倉市では、基本理念である『みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉』を具現化するため、「第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づき、介護予防や生きがいづくりとサービスの充実に取り組んできました。

本計画はこうした流れを受けて、令和 7 年（2025 年）及び令和 22 年（2040 年）を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付・保険料水準の推計や、「地域包括ケアシステム」の構築と深化とともに地域共生社会を目指した新たな計画を策定いたします。

2. 介護保険制度の改正内容

介護保険事業(支援)計画
都道府県及び市町村の高齢者保健福祉計画において、国が定める基本指針は計画策定上のガイドラインの役割となりますが、計画策定にあたり、次のような見直しが行われています。

(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が皆、後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）、さらに全国的に高齢者数がピークとなる 2040 年（令和 22 年）において、地域ごとの推計人口から導かれる介護需要を踏まえて、中長期的な視野を見据えた計画の位置付けを明確化し、具体的な取り組みと目標を位置付けます。

なお、介護基盤の整備を検討する際は、介護離職ゼロの実現に向けたサービスの基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえていきます。

(2) 地域共生社会の実現

地域を構成する 1 人ひとりが尊重され、多様な場面で社会と繋がり、参画することで、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（介護予防施策の推進）

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることが介護保険制度の重要な目的です。

高齢者の地域における自立生活を促進するために、高齢者をはじめ、意欲ある地域住民が社会で役割を持って活躍できるよう、多種多様な就労・社会参加ができる環境整備が必要です。その前提として、介護保険制度において特に介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化（住まいの確保）

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組みも進められていることも踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤を進められるよう、都道府県と市町村の情報連携を強化し、整備状況も踏まえながらサービス基盤整備を適切に進めていきます。

（５）認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進（認知症対策）

令和元年（2019年）6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援の4つの柱に基づいて施策を推進します。また、偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤とした取り組みを進めることに加えて、教育等の他分野との連携も必要となります。

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

現状の介護人材不足に加え、2025年（令和7年）以降は現役世代の介護の担い手の減少が顕となり、地域包括ケアシステムを支える人材の確保が大きな課題です。

このため、各市町村・都道府県において、介護人材の確保について介護保険事業計画の取組み等に記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要となります。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット、ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが必要となります。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、訓練や研修の実施を行うとともに、関係部局と連携し、介護事業所における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達体制を整備することが重要です。更に、都道府県や保健所、医療機関等と連携した支援体制の整備も求められます。

3. 計画の位置付け

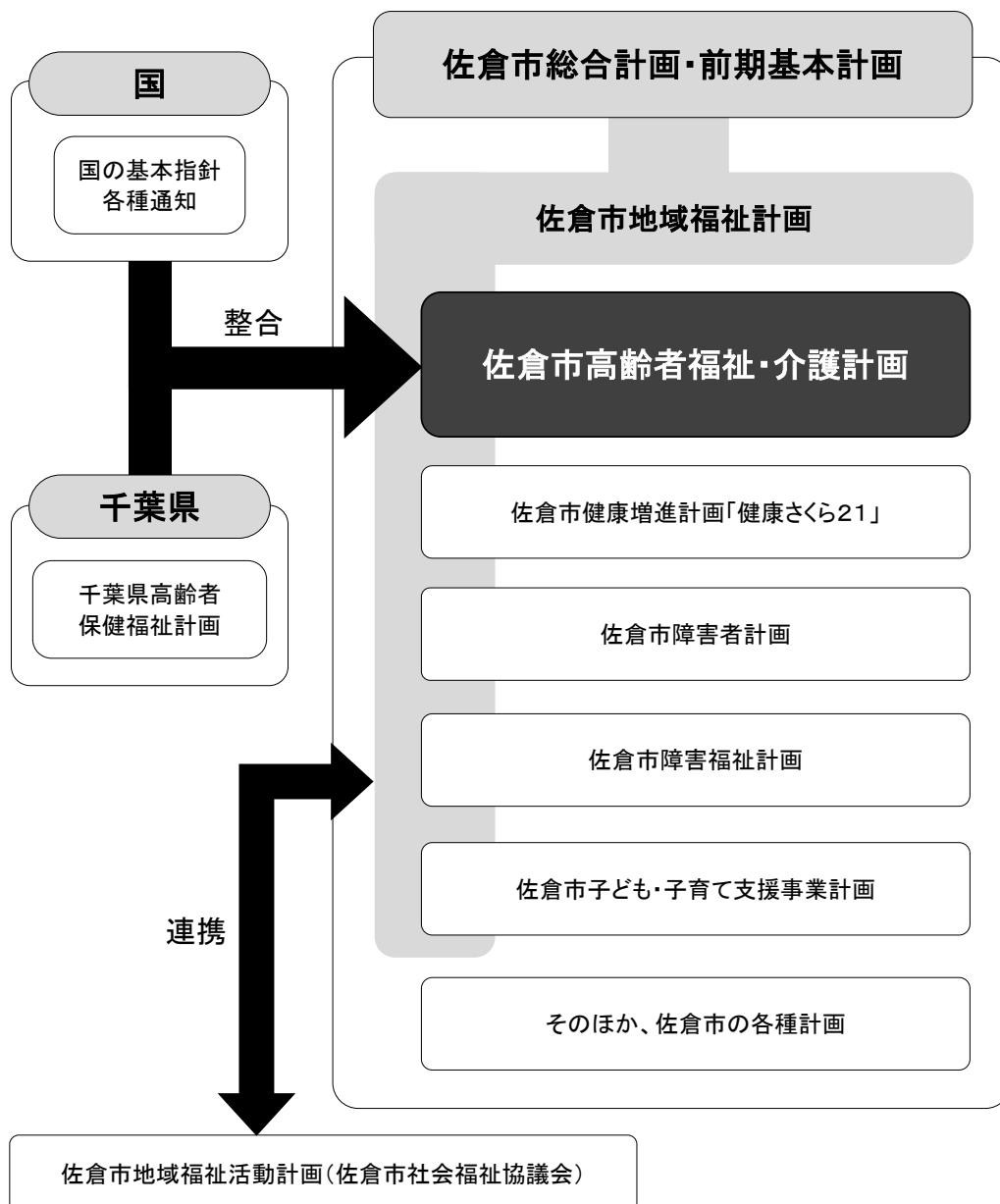
本計画は、佐倉市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

地域包括ケアシステムの実現をめざし、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

また、佐倉市総合計画における高齢者分野の個別計画として位置づけられるとともに、福祉計画の上位計画である佐倉市地域福祉計画の理念に基づき策定する計画です。

○ 第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）及び、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な見通しを示しています。

具体的には、直近の佐倉市の人口数から推計される令和3年（2021年）から令和5年（2023年）及び令和7年（2025年）、令和22年（2040年）における高齢者人口などを基に、佐倉市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取り組みの方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

○ 計画の期間

年度	二宮町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	国の情勢
平成30年度（2018年度）	第7期計画	地域包括ケアシステムの構築・推進 令和7年 ◆ 団塊の世代が75歳に。 令和22年 ◆ 全国として高齢者数がピークに。
令和元年度（2019年度）		
令和2年度（2020年度）		
令和3年度（2021年度）	第8期計画 （本計画）	
令和4年度（2022年度）		
令和5年度（2023年度）		
令和6年度（2024年度）	第9期計画	
令和7年度（2025年度）		
令和8年度（2026年度）		
令和9年度（2027年度）	第10期計画	
令和10年度（2028年度）		
令和11年度（2029年度）		
令和12年度（2030年度）	第11期計画	
令和13年度（2031年度）		
令和14年度（2032年度）		
令和15年度（2033年度）	第12期計画	
令和16年度（2034年度）		
令和17年度（2035年度）		
令和18年度（2036年度）	第13期計画	
令和19年度（2037年度）		
令和20年度（2038年度）		
令和21年度（2039年度）	第14期計画	
令和22年度（2040年度）		
令和23年度（2041年度）		

令和7年
◆ 団塊の世代が75歳に。

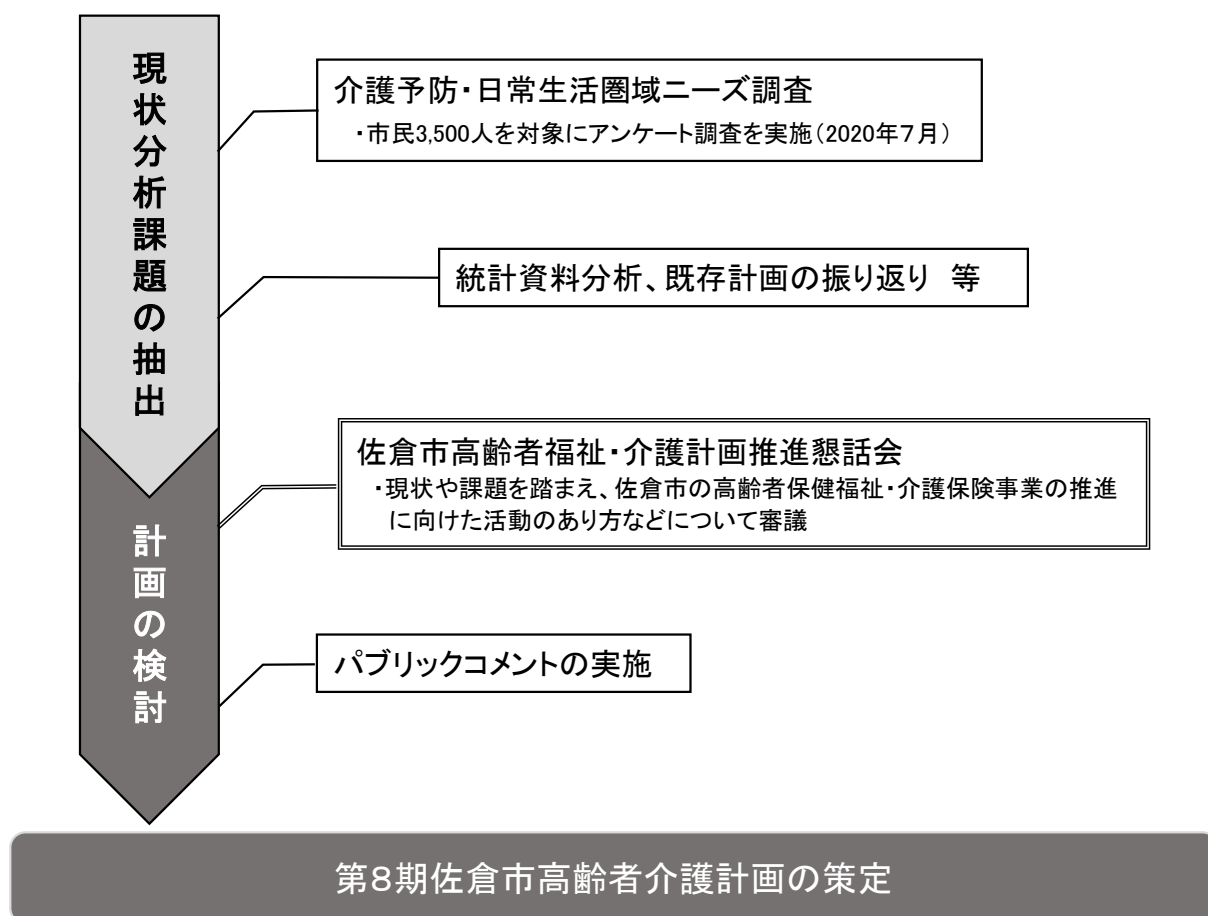
令和22年
◆ 全国として高齢者数が
ピークに。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の高齢者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施によって、高齢者の健康状態や生活状況を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りと合わせて課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料を基に、「高齢者福祉・介護計画推進懇話会」において医療関係者や介護サービス事業者、学識経験者、一般市民などから意見を求め、計画を検討しました。

○ 計画の策定体制



（１）佐倉市高齢者福祉・介護推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、既定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。

【開催状況】

--

（２）市民等への実態・意向調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

（３）庁内担当職員間の協議検討

高齢者福祉課内の担当職員間により、前計画の振り返りや統計等を基に、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

（４）パブリックコメント

計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

6. 計画の推進体制

(1) 情報提供と相談窓口の充実

①介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等を発行し、サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者情報等を提供・周知します。また、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。

②相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、市の窓口及び、民生委員・児童委員等の関係機関等の連携による体制づくりを強化します。

(2) 連携体制の強化

①市内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、市内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

②地域との協働体制

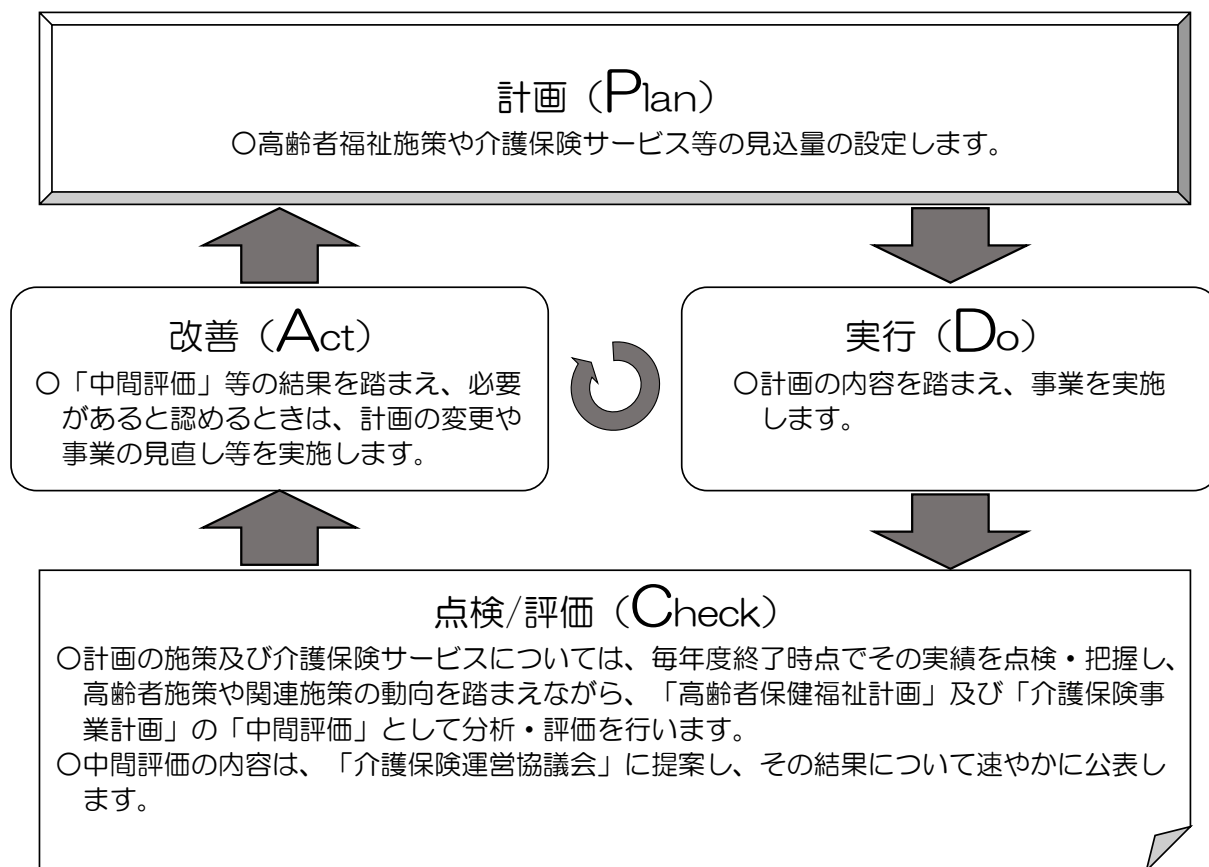
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、市民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めることが重要となります

(3) 進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映をして PDCA サイクル（P 計画－D 実行－C 点検/評価－A 改善）による効率的な進行管理を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。。

○ PDCA サイクルのイメージ



「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

(4) 計画の見直し

計画の最終年度の令和5年度（2023 年度）は、次期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れた見直しを行い、佐倉市の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。



第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 佐倉市の高齢者の状況

(1) 佐倉市の人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口は、令和2年9月末現在 173,979 人であり、今後は減少傾向が続くことが予想されています。これに対して、65歳以上の高齢者人口は、引き続き増加が続き、令和7年には65歳以上の高齢者の割合が34.2%に、令和22年では40.8%となる見込みです。

高齢者のうち、65～74歳の前期高齢者人口は、今後は減少する一方、75歳以上の後期高齢者人口は、今後さらに増え続け、令和7年には全人口の5人に1人の割合となることが見込まれています。なお、令和22年では令和7年と比べて、65～75歳の前期高齢者人口は24,476人に増加し、75歳後期高齢者人口は31,767人に減少すると見込まれています。

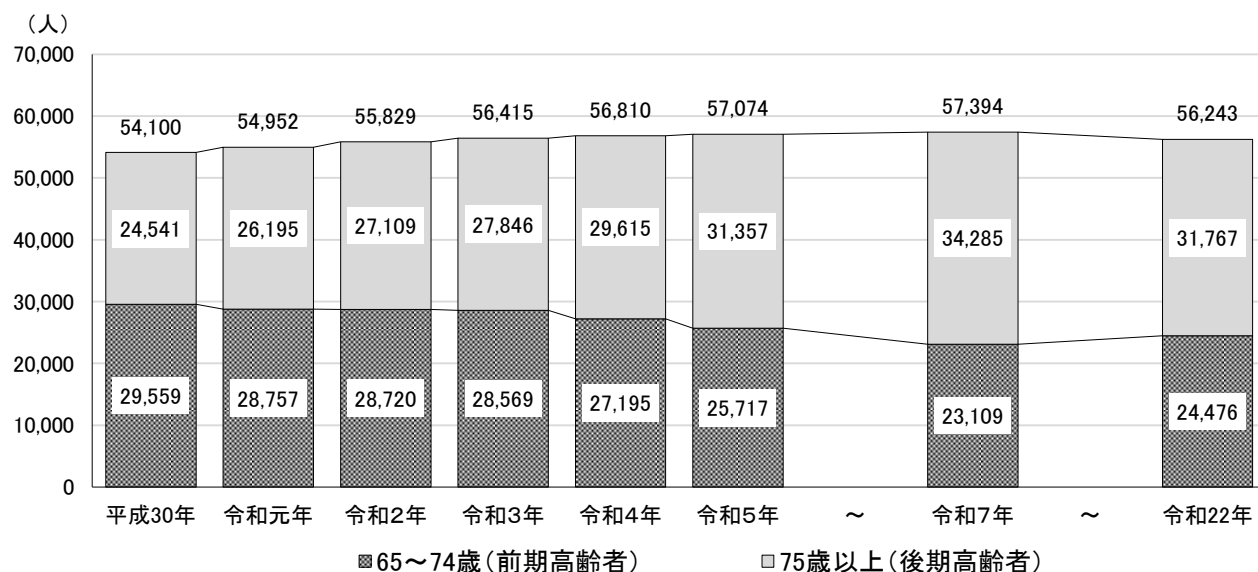
○ 佐倉市の人口推移と推計

単位：上段/人、下段/%

区分	実績			推計				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
40歳未満	62,447 35.5%	61,128 34.9%	59,461 34.2%	58,211 33.6%	56,923 33.1%	55,726 32.6%	53,319 31.7%	39,650 28.8%
40～64歳	59,357 33.7%	59,199 33.8%	58,689 33.7%	58,371 33.7%	58,168 33.8%	57,909 33.9%	57,297 34.1%	41,763 30.3%
65歳以上	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
65～74歳	29,559 16.8%	28,757 16.4%	28,720 16.5%	28,569 16.5%	27,195 15.8%	25,717 15.1%	23,109 13.8%	24,476 17.8%
75歳以上	24,541 14.0%	26,195 14.9%	27,109 15.6%	27,846 16.1%	29,615 17.2%	31,357 18.4%	34,285 20.4%	31,767 23.0%

資料：住民基本台帳人口（外国人人口を除く）各年9月末時点
※ 令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出

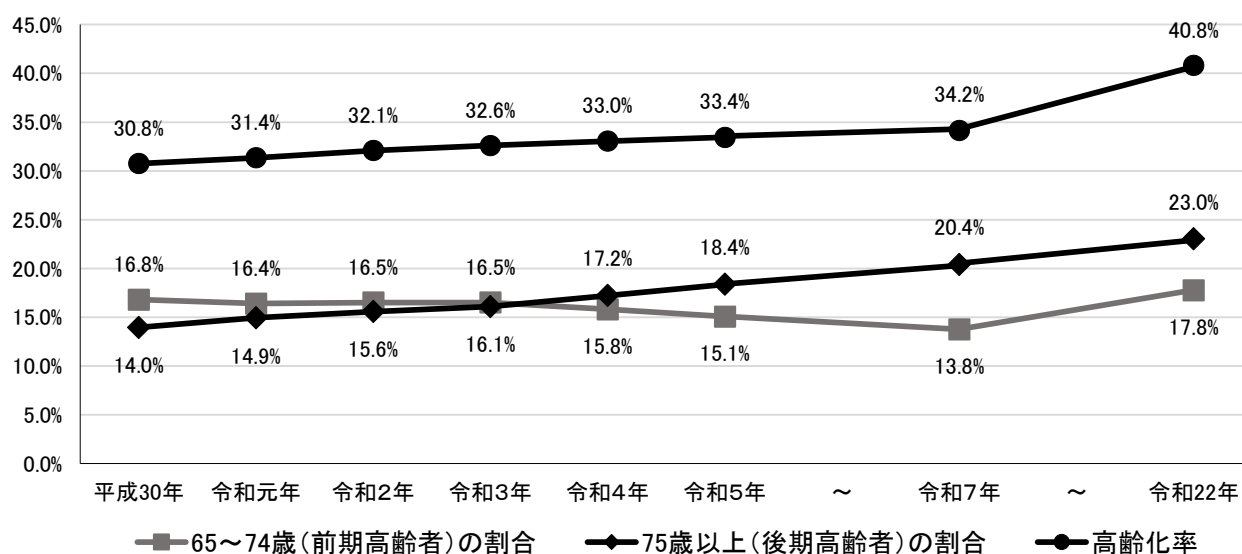
○ 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移と推計



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を除く）各年9月末時点
 ※ 令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出

全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、令和2年9月末現在の32.1%から、3年後の令和5年には33.4%に上昇、令和7年には34.2%、令和22年には40.8%の割合となることが見込まれています。また、全人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合も、令和2年の15.6%から、令和5年には18.4%、令和7年には20.4%、令和22年には23.0%と前期高齢者の割合を超えて上昇することが推計されています。

○ 高齢化率の推移と推計

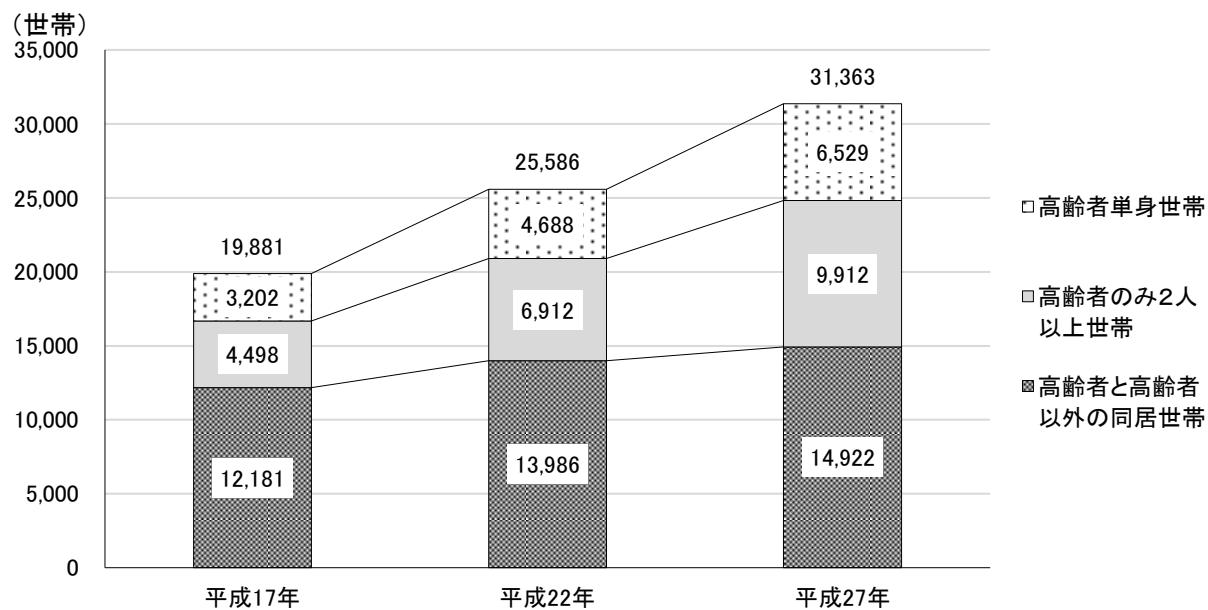


資料：住民基本台帳人口（外国人人口を除く）各年9月末時点
 ※ 令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出

(2) 高齢者世帯の状況

5年に1回実施される国勢調査の結果に基づく、高齢者世帯の状況については、平成27年では、高齢者単身世帯が6,529世帯、高齢者のみ2人以上世帯が9,912世帯となっており、どちらの世帯も10年前の平成17年と比較して2倍以上に増加しています。

○ 高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

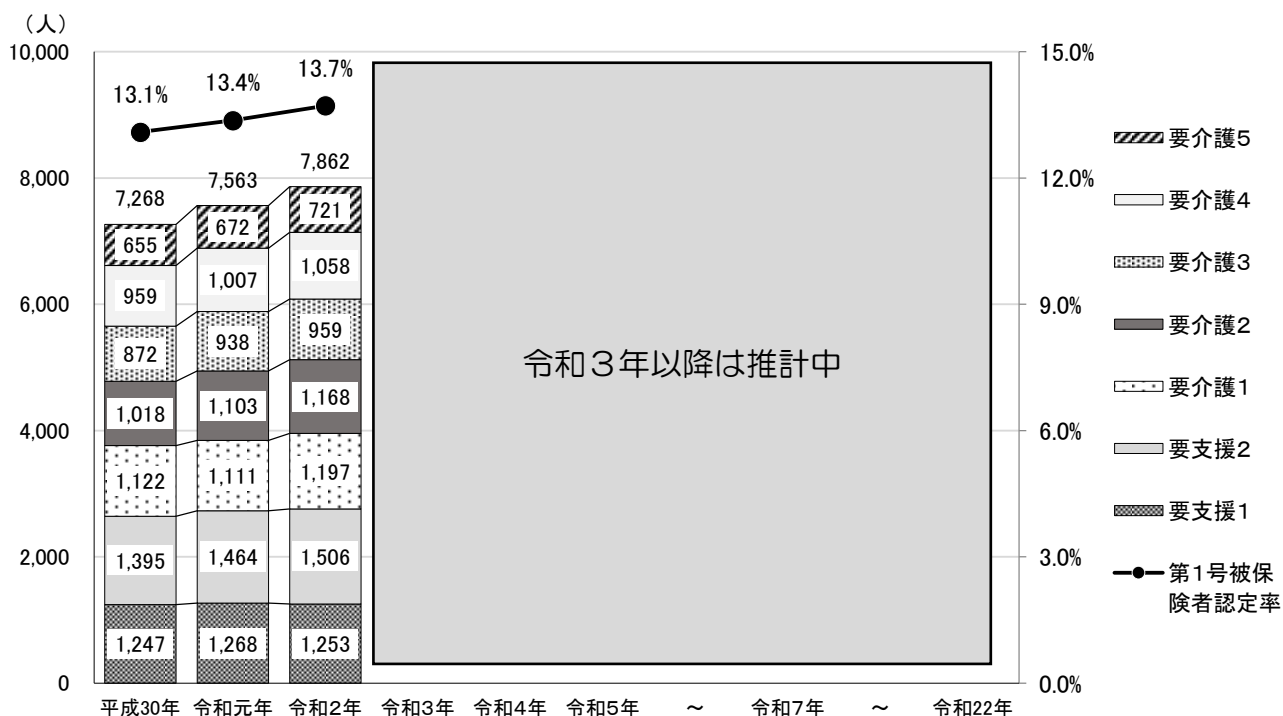
資料：平成27年国勢調査

2. 介護保険サービスの現状

(1) 要介護・要支援認定数の推移と推計

令和2年9月末現在、要支援・要介護認定を受けているかたは7,862人で、このうち65歳以上の第1号被保険者は7,660人です。同月末現在の65歳以上人口が55,829人であるため、65歳以上の高齢者のうち13.7%のかたが、要支援・要介護認定を受けていることになります。

○ 要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料：令和2年までは介護保険事業状況報告9月分、令和3年以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して算出

※令和2年は介護保険事業計画8月分から引用

(2) 介護サービス受給状況

集計中

3. アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

佐倉市高齢者福祉・介護計画の見直しの基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

65 歳以上の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者 3,500 人

③ 調査期間

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

令和2年7月〇日～令和2年7月31日

④ 調査方法

郵送による発送・回収

⑤ 回収状況

アンケート	発送件数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,500	2,500	71.4%

- (1) 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- (2) 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- (3) 図表中において「未回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- (4) 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

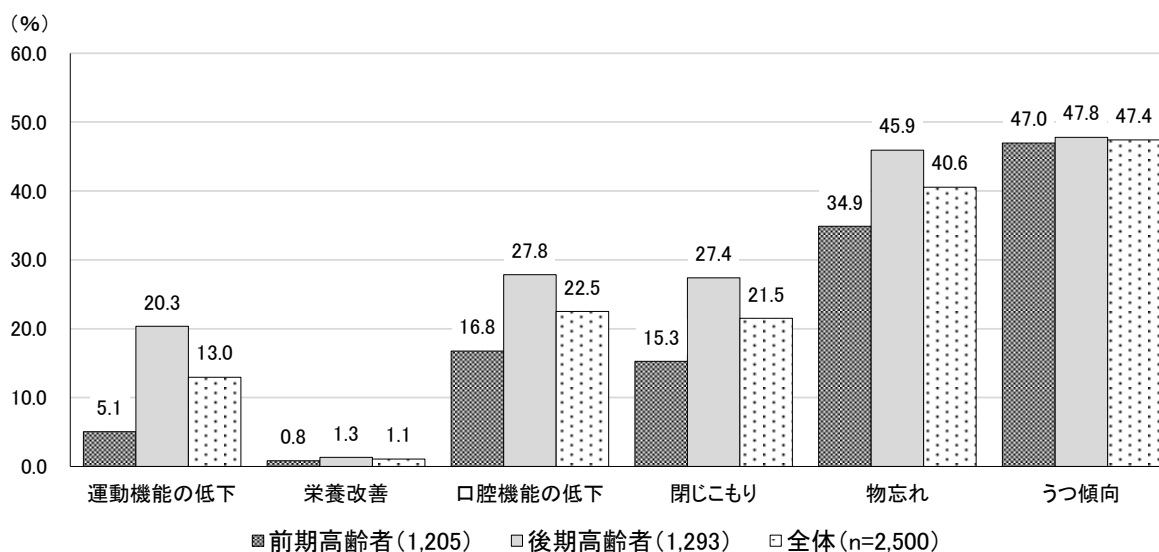
(2) アンケート結果

①高齢者のリスク

国の手引きに基づく高齢者の各種リスクの評価結果をみると、全体では、「うつ傾向」の割合が47.4%と最も高く、次いで「物忘れ」の割合が40.6%になっています。

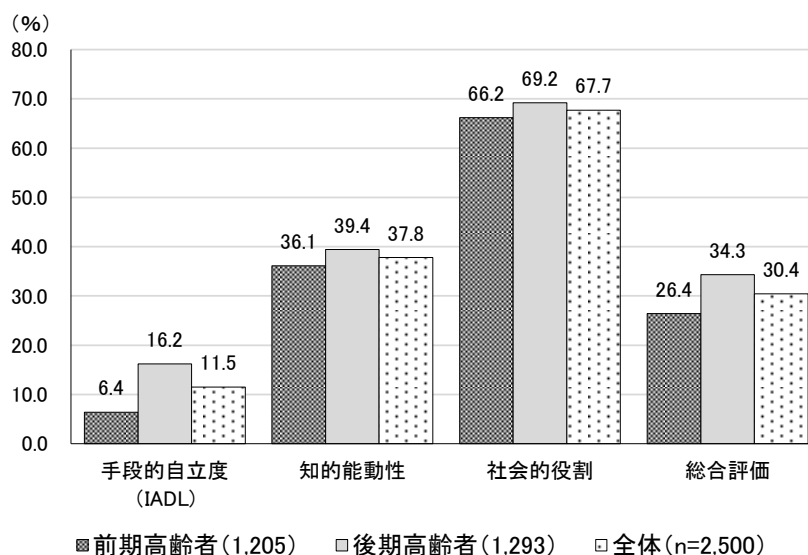
前期高齢者では、「うつ傾向」の割合が47.0%と最も高くなっています。後期高齢者では、「うつ傾向」の割合が47.8%「物忘れ」の割合が45.9%と4割を超え、他のリスク比べて高くなっています。

○ 高齢者の各リスクの割合



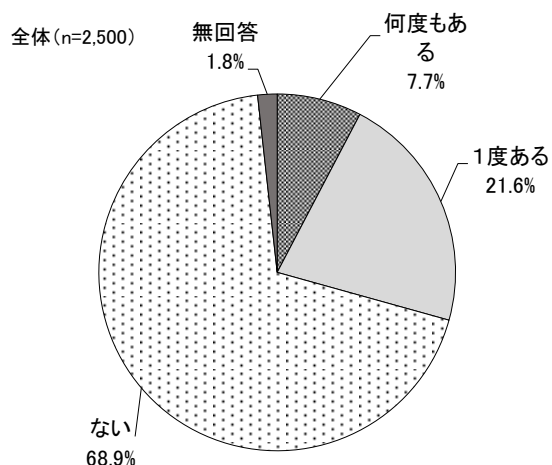
高齢者の高次の生活機能进行评估することができる老健式活動能力指標の評価結果において、各指標で「低下」している割合をみると、比較的高次の日常生活の動作ができる「手段的自立度」の低下者の割合は11.5%、情報を自ら収集して表現できる「知的能動性」の低下者の割合が37.8%、社会参加ができる「社会的役割」の低下者の割合が67.7%となっています。

○ 老健式活動能力指標「低下」の割合

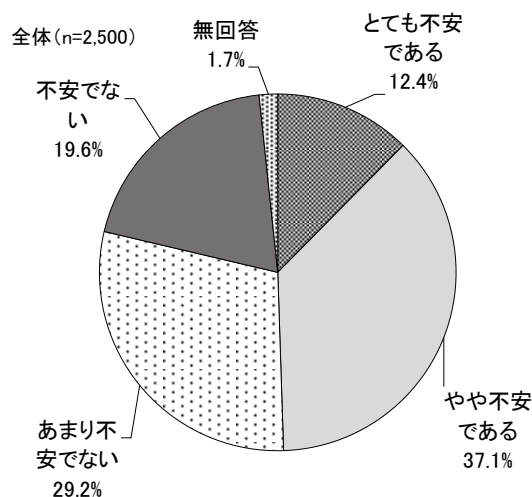


過去1年の転倒の経験について、1度以上転倒の経験がある割合は29.5%と3割近くになっています。また、転倒に対する不安については『不安である（「とても不安である」＋「やや不安である」の合計）』の割合が49.5%と約半数を占めています。

○ 過去1年に転んだ経験



○ 転倒に対する不安

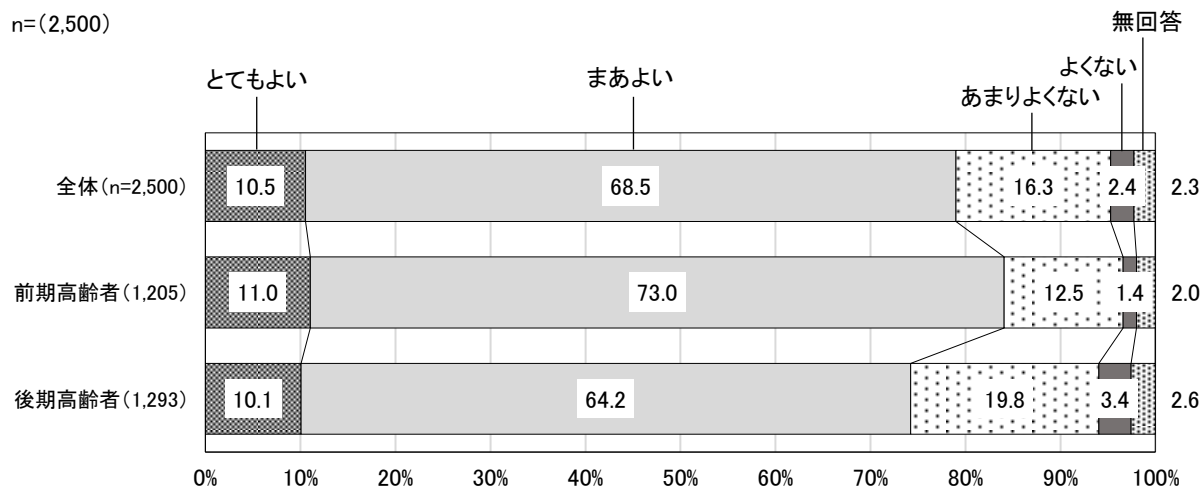


②健康について

健康観については、「まあよい」の割合が68.5%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が16.3%、「とてもよい」の割合が10.5%となっています。

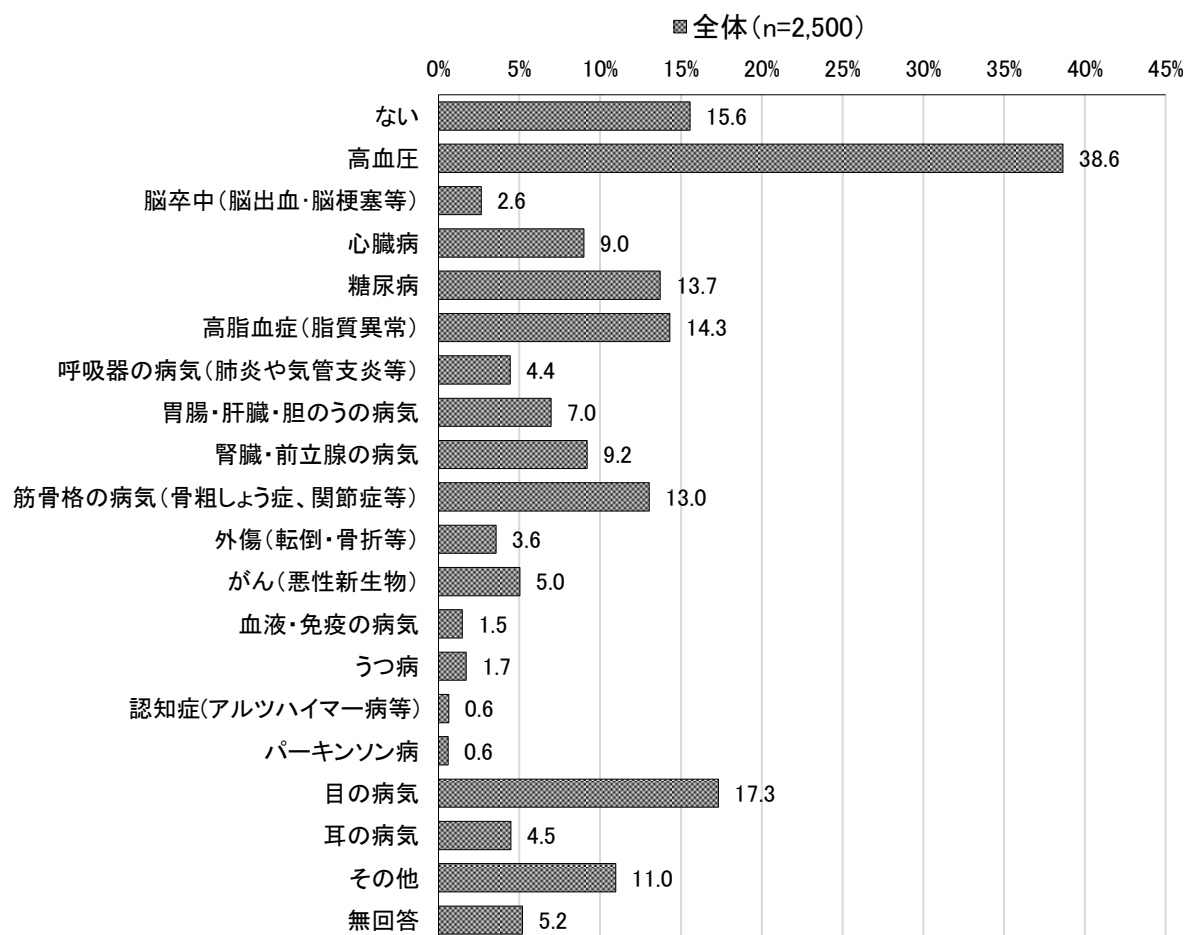
前期高齢者と後期高齢者を比べると、後期高齢者の『よくない（「あまりよくない」＋「よくない」の割合の合計）』の割合の合計が、前期高齢者よりも高くなっています。

○ 高齢者の健康観



現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が38.6%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が17.3%、「ない」の割合が15.6%、「高脂血症（脂質異常）」の割合が14.3%、「糖尿病」の割合が13.7%、筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等）」の割合が13.0%となっています。

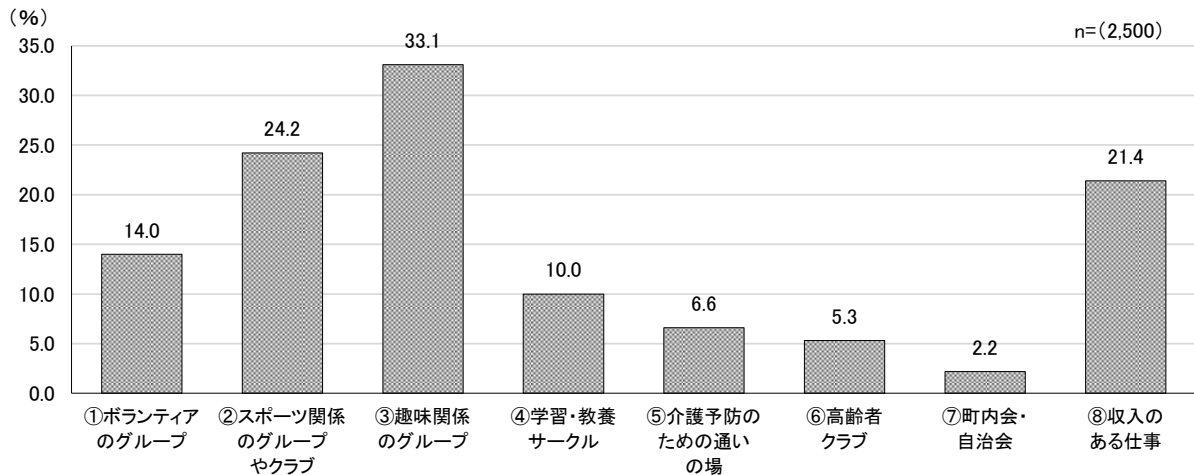
○ 現在治療中、または後遺症のある病気



③社会参加の場について

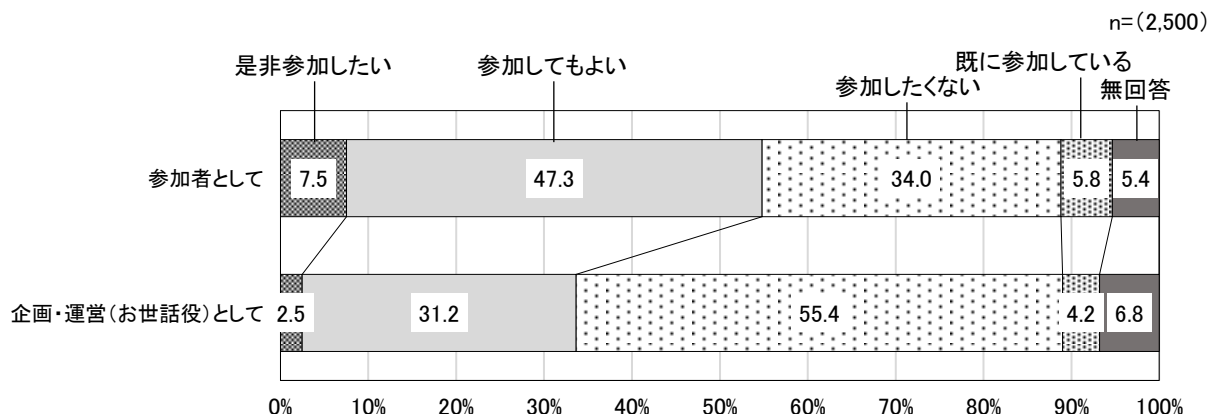
参加している会・グループについて、「③趣味関係のグループ」の割合が33.1%と最も高く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」の割合が24.2%、「⑧収入のある仕事」の割合が21.4%、「①ボランティアのグループ」の割合が14.0%となっています。地

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきとした地域づくりを進める場合、参加者として、「参加してもよい」の割合が47.3%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が34.0%、「是非参加したい」の割合が7.5%となっています。企画・運営（お世話役）としてでは、「参加したくない」の割合が55.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が31.2%、「既に参加している」の割合が4.2%となっています。

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）

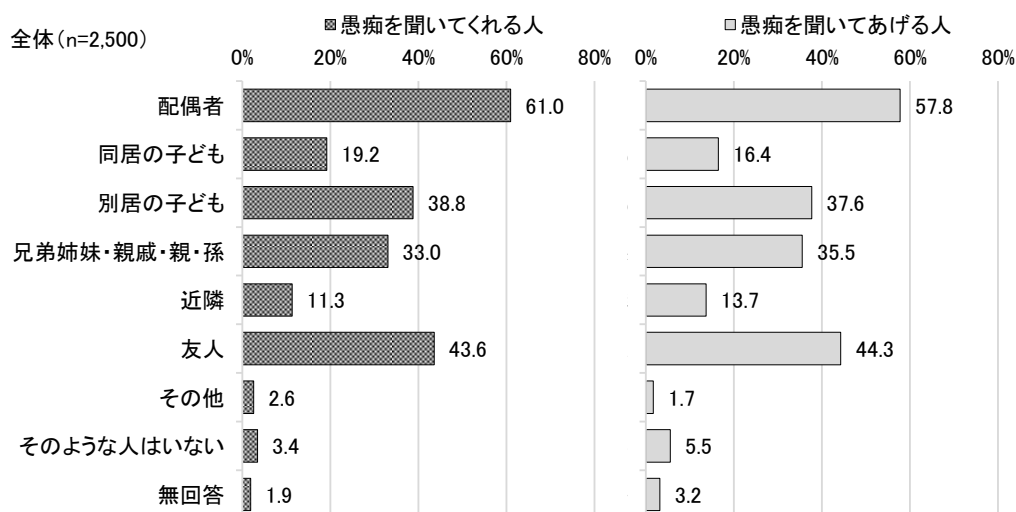


④あなたとまわりの人の「助け合い」について

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」の割合が61.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が43.6%、「別居の子ども」の割合が38.8%となっています。

心配事や愚痴を聞いてあげる人についても、「配偶者」の割合が57.8%と最も高く、次いで「友人」の割合が44.3%、「別居の子ども」の割合が37.6%となっています。

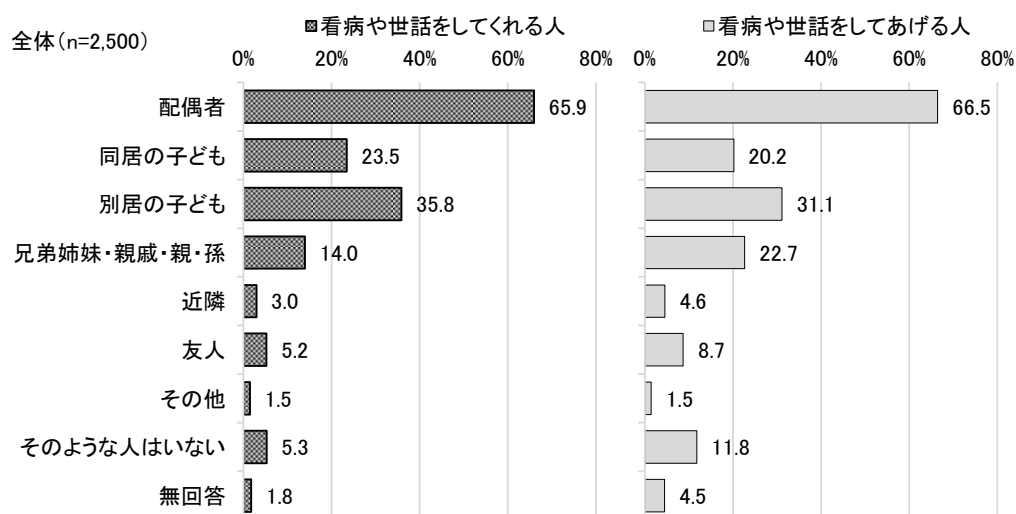
○ 心配事や愚痴を聞いてくれる人/聞いてあげる人



看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」の割合が65.9%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が35.8%、「同居の子ども」の割合が23.5%となっています。

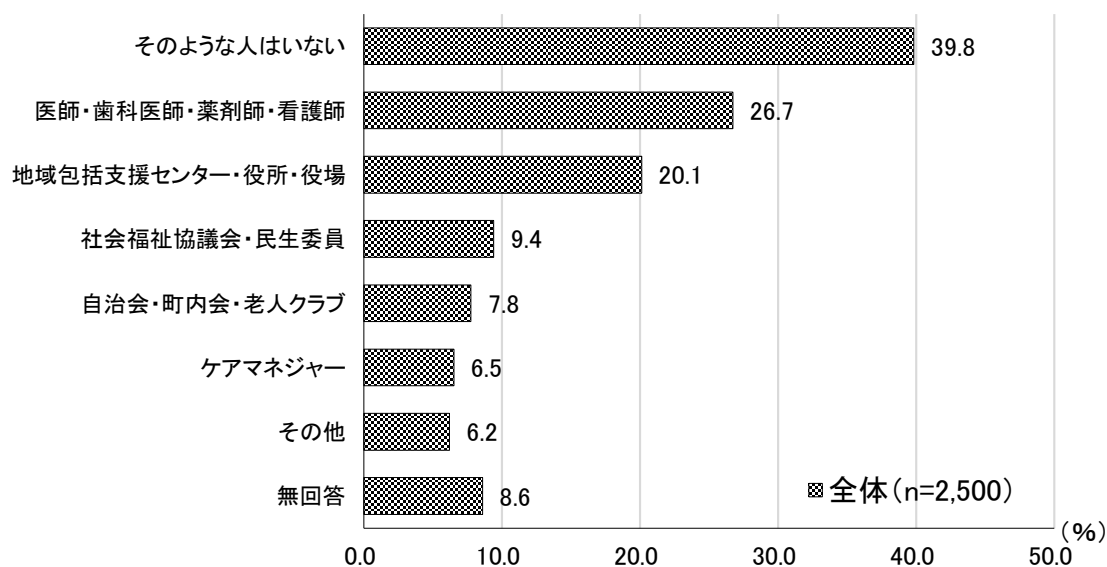
看病や世話をしてあげる人については、「配偶者」の割合が66.5%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が31.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が22.7%となっています。

○ 看病や世話をしてくれる人/あげる人



家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「そのような人はいない」の割合が39.8%と最も多く、次いで「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」の割合が26.7%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が20.1%となっています。

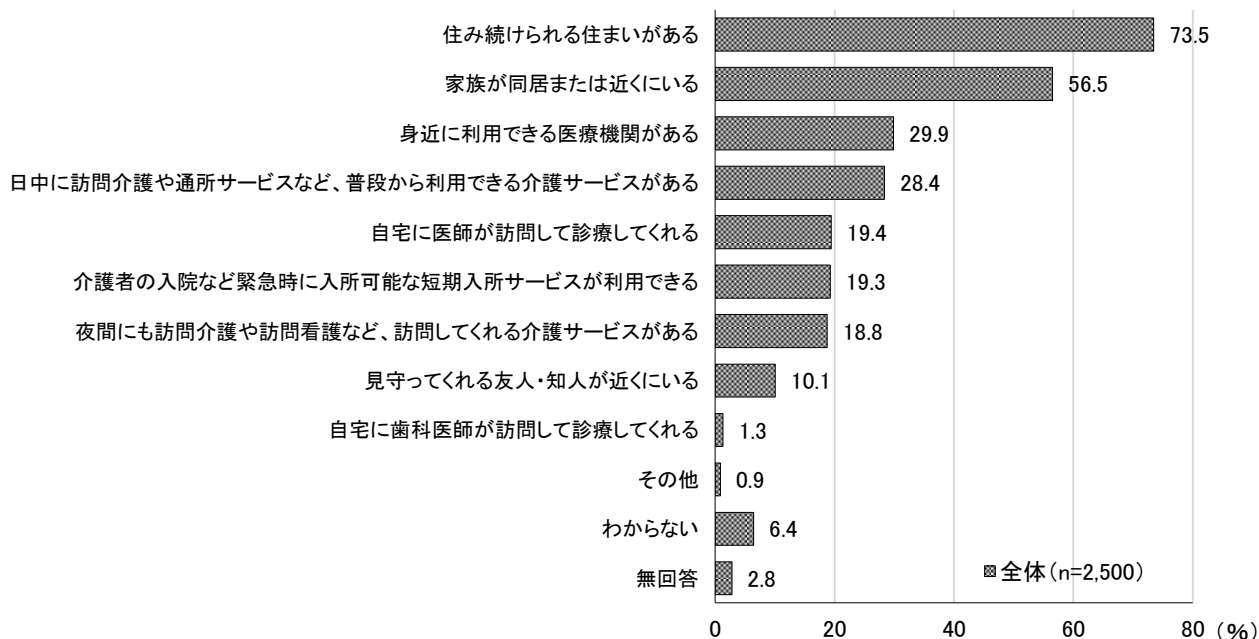
○ 家族や友人・知人以外で相談する相手



⑤在宅の継続に必要なこと

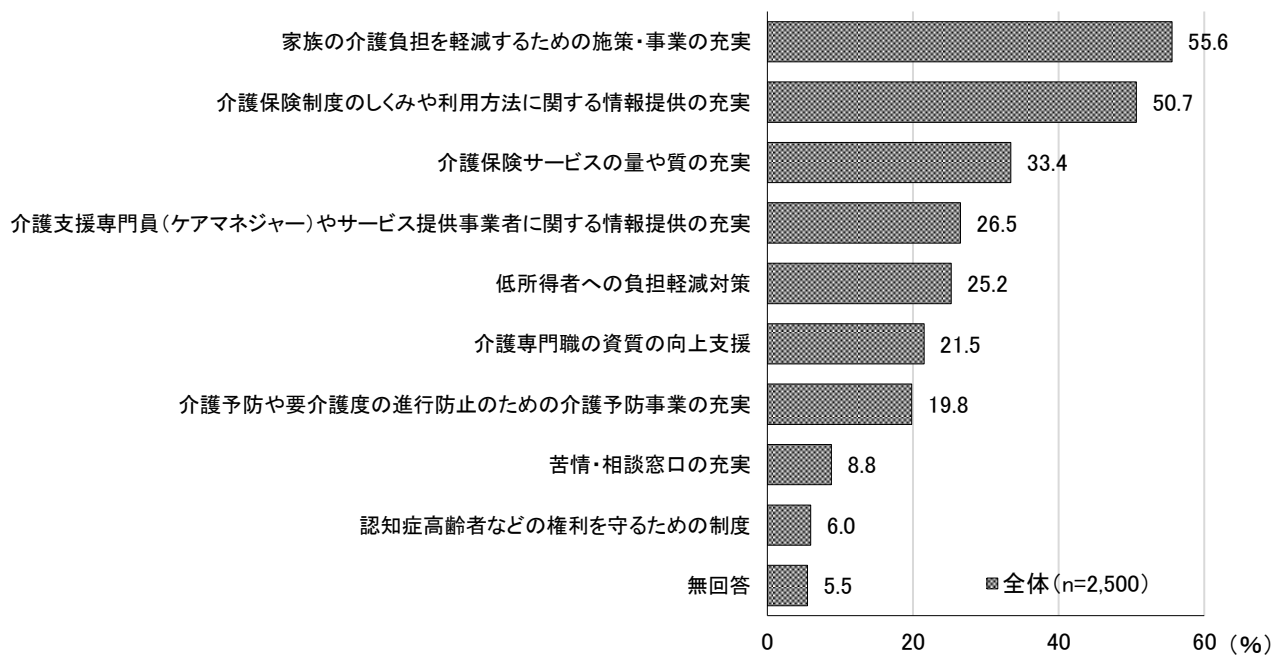
自宅で暮らし続けるために必要なこととして、「住み続けられる住まいがある」の割合が73.5%と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」の割合が56.5%となっています。

○ 自宅で暮らし続けるために必要なこと



⑥介護保険で重点的に取り組んで欲しい施策

○ 介護保険の重点施策



4. 第7期計画の評価

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の見直しにあたり、前期計画の施策に沿って評価しました。

(1)「生きがい・介護予防」

高齢者の社会参加の促進の一環として、高齢者クラブ活動の支援等を行うとともに、市民の敬老意識の醸成をはかるための敬老事業を実施しました。敬老事業は、高齢者人口の増加や地域ボランティアの高齢化等により運営の困難が高じていた従来の敬老会方式は平成30年度限りとし、令和2年度より、地区社会福祉協議会が提案する事業を支援する「おじいちゃん・おばあちゃんにありがとうの気持ちを伝えたい事業」を開始し、市主体の事業から地域主体の事業へと変わりました。

市民大学等による生涯学習の機会の提供に努めるとともに、社会参加による生きがいや健康の維持増進に役立つよう就労支援を行い、佐倉市シルバー人材センターは会員数、就業人数、受注額のいずれも向上をしています。

介護予防のためのボランティア養成研修を実施し、地域で介護予防の普及と実践を担う介護予防リーダーを養成するとともに、情報交換のため機会を提供し支援しました。また、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援し、住民主体の通いの場の充実を図り、第6期に約千力所だった通いの場は、現在倍増して2千力所以上となりました。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを提供する、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とする「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しました。あわせて、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進するため、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握等を行う生活支援コーディネーターを各日常生活圏域に配置し、協議体を設置して、生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化を図りました。

以上から、「生きがい・介護予防」については、全般的には施策の取り組みを概ね予定どおり実施できたと評価します。

(2)「生活支援・住環境整備」

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で支援が必要な人に対する介護保険外のサービスとして、心身の障害等により調理や買い物等が困難な人に安否確認を兼ねた夕食(弁当)の配布を実施するとともに、一人暮らし高齢者等への緊急通報装置の貸し出しや、高齢者台帳への登録により、居宅生活の継続を支援しました。

また、八街市・酒々井町と警察、消防、防犯組合による2市1町SOSネットワークを通じ、市民への防災無線や、協力事業者へのファクス送信により、徘徊等で行方不明

となった高齢者の迅速な発見に努めるとともに、日常の中での高齢者への気付きや見守りをするために、各家庭を訪問し営業等を行う事業者と協定を締結しました、この佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワークの協力事業者は現在 47 事業所を数えます。

さらに、在宅要介護者への支援として、在宅の要介護 3 以上の紙おむつ等を使用する人への購入費の一部助成、在宅の要介護 4 以上で外出不能な人の訪問理美容出張費用の一部助成、「寝たきり」登録された在宅高齢者への福祉タクシー利用料金の一部助成により、在宅要介護者の経済的・精神的負担の軽減を図りました。あわせて、在宅要介護者を介護している家族に対して、介護者教室や介護の集いを開催し、介護に関する学習や、介護者自身の健康管理、介護相談、情報交換等を行い、介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図りました。また、認知症の人と家族を支援するため、専門医等による物忘れ相談を定期的に開催し、早期発見や受診への誘導、軽度認知障害の対応を行うとともに、認知症が疑われる人を対象とする認知症初期対応チームを各地域包括支援センターに配置し、適切な医療・介護につなぐ取り組みを実施しました。あわせて、認知症患者等について、医療や介護の関係者が情報を共有するための情報連携シート「さくらパス」の活用普及に努めました。

また、認知症になっても住み慣れた地域で済み続けるための一助として、オレンジカフェを生活圏域ごとに設置し、認知症の人と家族が、地域の人々や認知症サポーター、専門職が出会える集い、語り合いの場として運営しました。

認知症等で判断力が不十分な人に対する成年後見制度の知識の普及や利用の促進を図るため、「佐倉市成年後見制度利用促進計画」を制定しました。佐倉市成年後見支援センターと各地域包括支援センターにより、成年後見の相談と手続きの支援を行うとともに、司法書士会や行政書士会等の民間団体と協力して講演会の開催等を行って、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図りました。

住環境については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠し、施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備などの実施を各関係者に求めました。

第 7 期計画における居住系の高齢者施設整備については、特別養護老人ホーム 2 施設（268 床）、認知症高齢者グループホーム 2 施設（36 床）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）1 施設（66 床）の整備が決定されており、計画どおりの整備が実現されます。

以上から、「生活支援・住環境整備」については、全般的には施策の取り組みを概ね予定どおり実施できたと評価します。

（３）「医療・介護」

医療ニーズと介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続し

て日常生活を営むことができるよう、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うため、在宅医療・介護連絡会議を開催し地域の課題把握と対応策を検討しました。

また、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、在宅での療養が必要になったときに、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択して、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、万一の場合の延命治療に関する意志から葬儀に関する考えまでを記入することができる「私らしく生きるを支える手帳」を配布しました。

第7期計画の施設サービス及び地域密着型サービスの整備の公募を行い、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護は計画どおりでしたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の応募はなく、更に既存事業所の廃止等もありました。

介護給付費適正化5事業を実施し、住宅改修の適正化(実地検証)や福祉用具の再購入時の仕組みづくりなどで改善を図りました。その一方で、ケアプランの点検や集医療情報との突合、縦覧点検については、新型コロナウイルス感染症や職員の異動等により、想定通りに実施することができない部分がありました。

介護サービスの質の改善のため、介護相談員を派遣し、利用者及び家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行い、介護サービスの質の向上を図りましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、訪問が不可能になりました。

介護人材の確保のために、市広報紙やケーブルテレビの市広報等によるサービスの紹介や介護現場のイメージアップを図るよう努めました。あわせて、新たな介護人材を発掘し、市内の介護事業者への就業につなげるために、介護職員初任者研修を開催し、市内事業所就業につなげました。

また、介護従事者への支援のため、地域ケア会議などでの同職種や同業種での情報交換や勉強会、事例検討の場の設定などさまざまな機会を通じ、その資質向上を図るよう努めました。なお、事業者から強く要望されている「資格取得のための補助」等については実現に至っていません。

以上から、「医療・介護」については、全般的には施策の取り組みを概ね予定どおり実施できたと評価します。



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念と基本目標

佐倉市においては、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年には、高齢者数が全国よりも早くピークを迎え、介護保険給付費や医療費、高齢者福祉事業費などの高齢者福祉に係る支出が一層増加して、大きな負担が生じることが予想されます。

また、高齢者福祉のあるべき姿として、地域の一人ひとりが主体となってお互いを尊重し支えあう「地域共生社会」を目指し、実現していくことが求められています。

本計画は、2018年度からの第7期計画を経て、団塊の世代が75歳以上となる2025年度、全国的に高齢者数がピークとなる2040年度を見通した中長期的な展望のもとに成り立つ計画の一部であることから、これまでの基本理念を引き続き継承し、「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」を基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと、安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

○ 基本理念

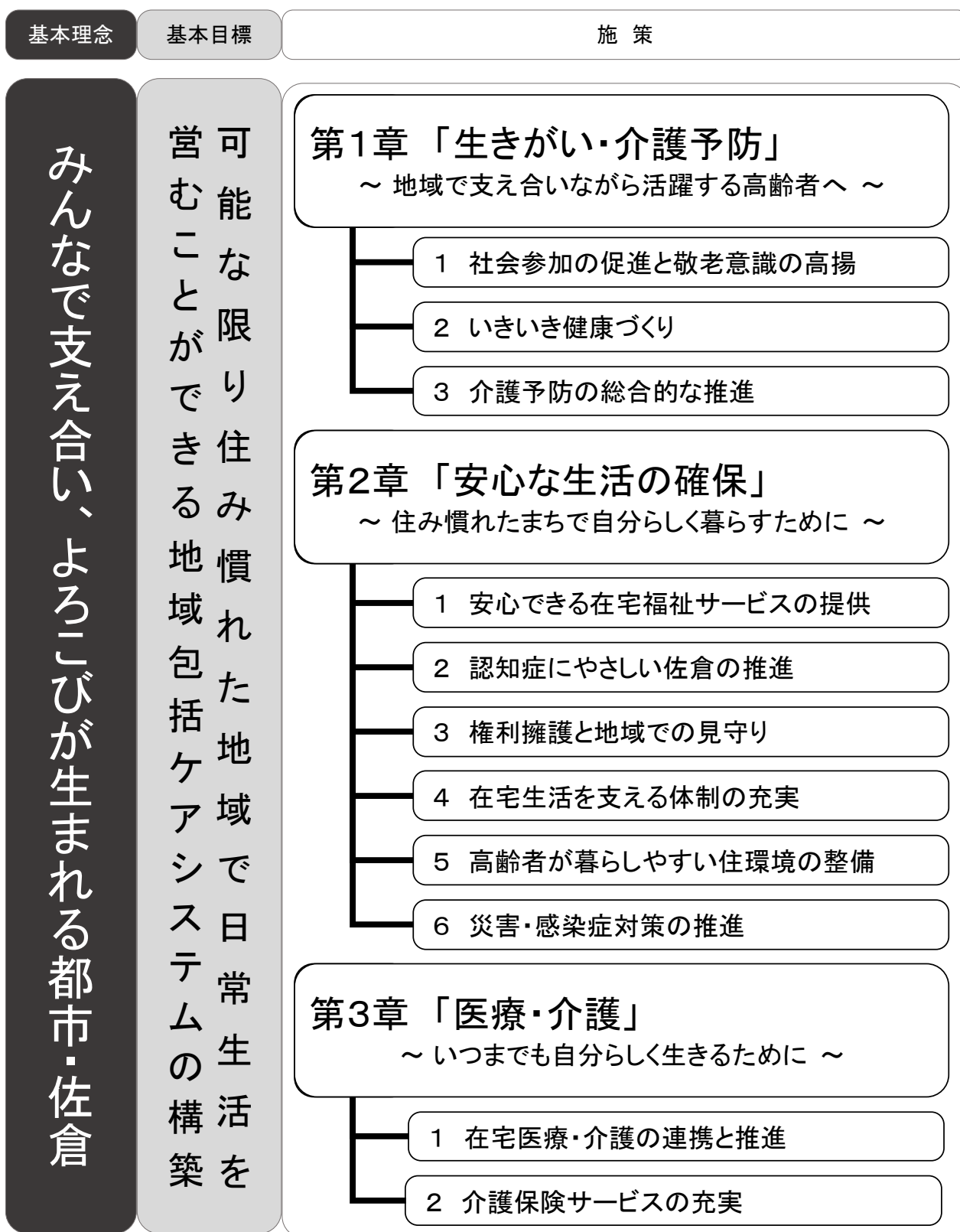
みんなで支え合い、よろこびが
生まれる都市・佐倉

○ 基本目標

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

2 計画の体系

基本理念や基本目標をもとに、市では以下の体系で高齢者施策を進めていきます。



3 重点施策

市では、各種の高齢者施策のうち、今後の佐倉市を見据えるうえで、取り組んでいかなければならないもの、課題の解決が望まれるものについて、また、市民や事業者への調査から明らかになった課題等を踏まえ、重点的な取り組みとして、以下の3項目を掲げます。

重点施策1

生きがいづくりと介護予防の総合的な取組の推進

- ・社会参加の促進等を通じ、高齢者の生きがいの維持・向上を図ります。
- ・介護予防の知識の普及啓発を図るとともに、住民の主体的な介護予防活動を推進します

重点施策2

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進

- ・在宅生活を支援するための、多様な主体の連携に取り組めます
- ・「共生」と「予防」の観点から、地域で認知症の人とその家族を支える体制の整備を推進します

重点施策3

介護保険制度の適正な運営

- ・2025年、2040年を見据えたサービス基盤の整備を行います
- ・介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます
- ・介護人材確保と業務効率化への取組を強化します

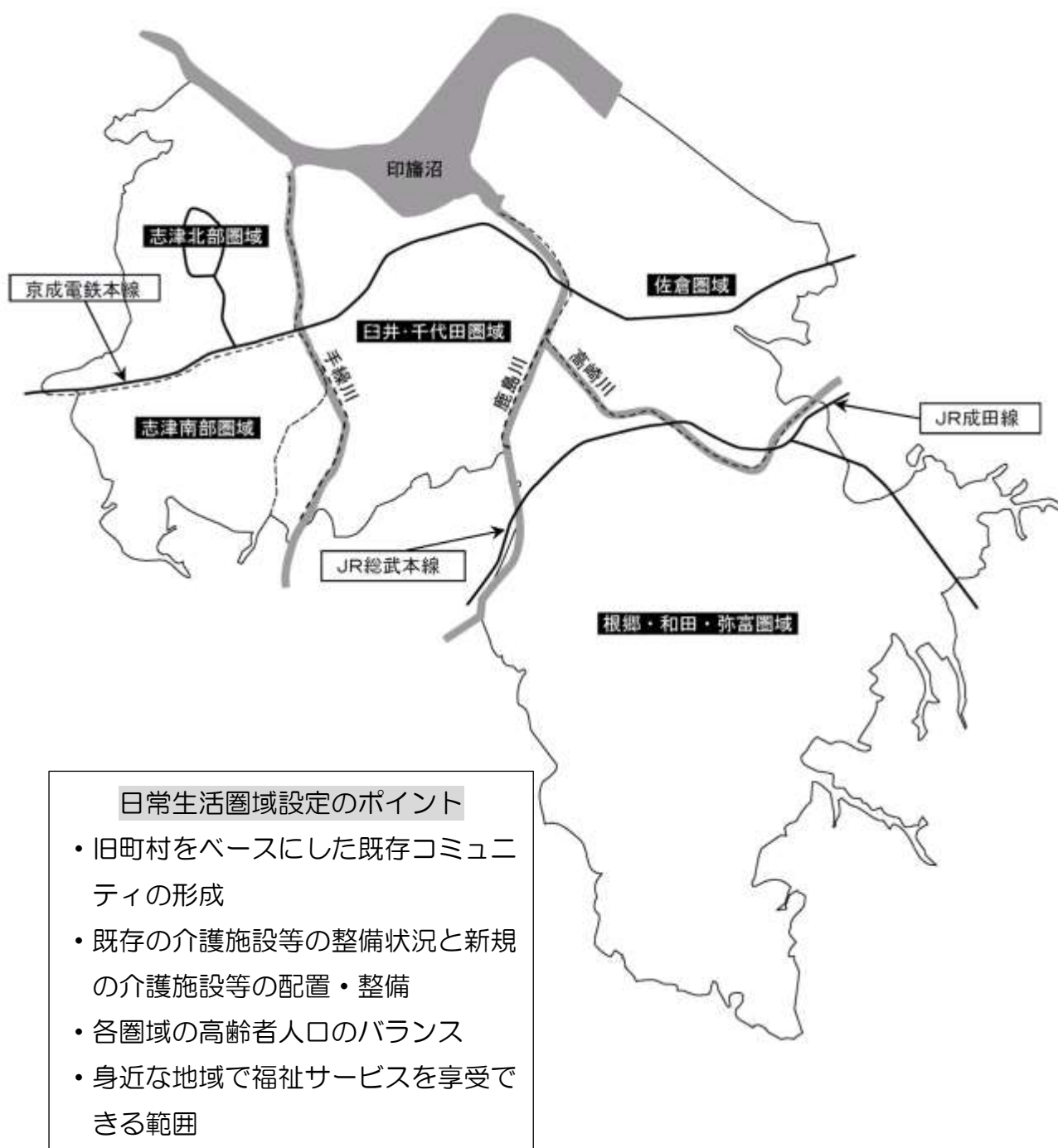
4 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

第7期計画に引き続き、第8期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備をおこない、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

○ 市内の日常生活圏域



(2) 日常生活圏における高齢者人口等域の推移

令和2年（2020年）9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の36.4%、次いで臼井・千代田圏域の33.6%、一方、高齢化率が低いのは、根郷・和田・弥富圏域の29.8%、志津北部圏域の30.0%となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、令和5年（2023年）9月末時点の推計では、全ての圏域で30%を超えることが見込まれています。

また、令和7年（2025年）も上昇し、令和22年（2040年）では、5圏域中3圏域で40%を超えることが見込まれています。

○ 日常生活圏域別人口の推移と推計

単位：上段/人、下段/%

区分		実績			推計				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
市全体	全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
	志津北部圏域	人口	40,776	40,809	40,713	40,642	40,535	40,415	40,076
		うち65歳以上 (人口に占める割合)	11,784 28.9%	11,996 29.4%	12,232 30.0%	12,372 30.4%	12,488 30.8%	12,571 31.1%	12,724 31.7%
	志津南部圏域	人口	36,084	35,753	35,445	35,140	34,802	34,444	33,673
		うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,840 30.0%	10,947 30.6%	11,033 31.1%	11,076 31.5%	11,063 31.8%	11,073 32.1%	11,054 32.8%
	臼井・千代田圏域	人口	41,260	41,032	40,752	40,439	40,104	39,746	38,968
		うち65歳以上 (人口に占める割合)	13,272 32.2%	13,486 32.9%	13,707 33.6%	13,889 34.3%	14,038 35.0%	14,139 35.6%	14,216 36.5%
	佐倉圏域	人口	28,759	28,584	28,150	27,854	27,550	27,223	26,520
		うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,030 34.9%	10,155 35.5%	10,246 36.4%	10,304 37.0%	10,354 37.6%	10,369 38.1%	9,418 39.1%
	根郷・和田・弥富圏域	人口	29,025	29,101	28,919	28,921	28,910	28,881	28,772
		うち65歳以上 (人口に占める割合)	8,174 28.2%	8,368 28.8%	8,611 29.8%	8,774 30.3%	8,867 30.7%	8,922 30.9%	9,031 31.4%

資料：住民基本台帳人口（外国人人口を除く）各年9月末時点
※ 令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出

(3) 各圏域の地域包括支援センター

佐倉市では、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各 1 カ所（計 5 カ所）設置しています。

○ 各地域包括支援センター一覧

日常生活圏域	地域包括支援センター名称	地域
志津北部圏域	志津木津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、ユーカーリが丘、南ユーカーリが丘、西ユーカーリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西志津
臼井・千代田圏域	臼井・千代田 地域包括支援センター	臼井、臼井田、臼井台、江原、江原新田、角来、印南、八幡台、新臼井田、江原台、王子台、南臼井台、稲荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮前、白銀、鎗木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、宮内、西御門、七曲

5 地域包括ケアシステムの構築、推進

国では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）と全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでいます。佐倉市においても、国の示す令和22年（2040年）に高齢者数がピークになると予測されます。

本市においては、地域の通いの場の設置により住み慣れた地域に歩いて通える場所で住民が集う環境を継続し、この環境を生かして、住民主体による趣味の集い、運動等の活動や生活支援に関する情報発信などと、社会福祉協議会や老人クラブ等を通じて、多様な活動に繋がるとともに、地域共生社会の実現に向け、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的な視点とした地域包括ケアシステムの体制の充実を図っていきます。

○ 佐倉市の地域包括ケアシステムのイメージ





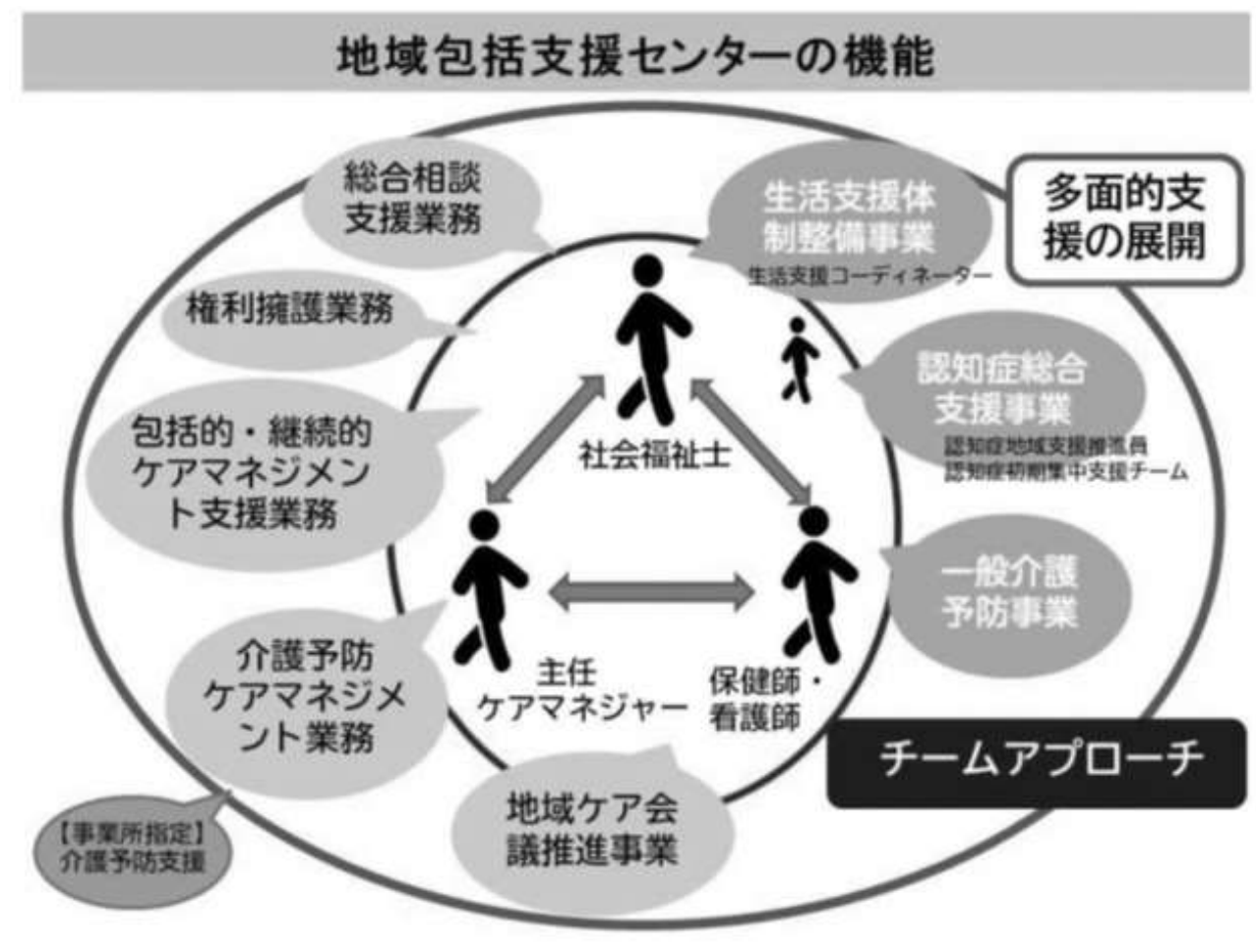
(1) 地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成 18 年（2006 年）からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成 18 年（2006 年）4 月から市直営で運営し、平成 21（2009 年）年 4 月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各 1 カ所（計 5 カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組んでいます。

今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営がおこなわれるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターのあり方なども検討します。

○ 地域包括支援センターの機能







第2部 施策



第1章「生きがい・介護予防」

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

1 社会参加の促進と敬老意識の高揚

(1) 高齢者の生きがいにつながる情報の提供

高齢者がいつまでも生きがいをもって元気でいきいきと過ごせるよう、生きがいにつながる情報の提供に努めます。

① 高齢者の生きがいにつながる各種情報の発信

高齢者が、生きがいを持って元気でいきいきと過ごせるよう、市民カレッジ等の学習機会や高齢者クラブやシルバー人材センター等の活動機会に関する情報の提供に努めます。

【主な取組み】

- 市のホームページやこうほう佐倉等において、高齢者が参加可能な市民カレッジ等の学習機会、地域活動や就労等の活動機会などの高齢者の生きがいにつながる各種情報について集約化した上で、情報発信します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の生きがいに関する情報の発信	情報周知した回数(回)	-	-	-	2	2	2

(2) 学習機会の確保

高齢者が参加可能な学習機会（市民カレッジ等）の確保に努めます。

① 公民館等における生涯学習等の推進

高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営する公民館における生涯学習活動を推進するとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる各種講座を推進します。また、地域福祉センターで開催されている高齢者を対象にした講座や千葉県が主催する生涯大学校等も学習機会として推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民大学講座運営事業	講座開催館数(館)	4	4	4	4	4	4

② 各種出前講座の実施

福祉行政はじめ市政についての市民の理解を深めるため、地域の団体等の要請に応じ担当部署の職員が地域に出向いて説明する「出前講座」を実施します。

(3) 活動機会の確保

高齢者が、これまで培った知識や経験を、生きがいづくりや地域づくりに活かすことができるよう、各種活動機会の確保に努めます。

① 地域活動の推進

高齢者が、地域社会における各種活動への参加が促進されることで、地域貢献、地域コミュニティの醸成のみならず、生きがいづくりにも寄与することから、引き続き各種活動への支援等を通して、地域活動の推進を図ります。

●高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に地域で結成されている単位クラブと各単位クラブの育成指導等を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対して支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者クラブ活動 支援事業	周知回数 (回)	2	3	3	3	3	3
	単位クラブ数 (クラブ)	59	58	58	58	58	58

●老人憩いの家の管理運営

老人憩いの家は、老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3カ所設置し、平成18年度からは、市が指定した指定管理者によって管理運営しています。地域活動や趣味的活動、地域コミュニティの拠点として広く利用されておりますことから、今後とも施設目的に沿った利活用の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人憩いの家管理 運営事業	利用者数 (人)	28,110	25,504	28,000	28,000	28,000	28,000

●ボランティア活動への支援

市内では、様々なボランティア活動が行われており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。今後も、各種ボランティア活動の支援を行うとともに、高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、ボランティア活動の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人ボランティア登録事業	登録者数（人）	286	280	182	280	280	280
市民公益活動サポートセンター団体登録事業	登録団体数（団体）	178	177	180	182	184	186

●各種公共施設における各種活動の推進

公民館、コミュニティーセンター、地域福祉センター、老人憩の家等の市内の公共施設における、趣味や創作活動、ボランティア活動、地域自治活動等、高齢者による多種多様な活動を推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
公民館管理運営事業	利用者数（人）	291,583	262,319	258,500	130,000	157,800	157,800
コミュニティーセンター管理運営事業	利用者数（人）	259,971	233,828	291,835	293,267	294,713	296,173
地域福祉センター管理運営事業	利用者数（人）	124,399	131,981	137,700	130,000	130,000	130,000

●世代間交流を育む活動の推進

高齢者の知識や経験について、学校教育などの様々な場面で生かすため、世代間交流が促進されるよう各種取り組みを推進します。

学校教育では、戦争体験や農業体験などの学習機会、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の知識や経験について、児童や生徒などの次世代に伝えていく活動を推進します。

児童センター、老幼の館、保育園等では、遊びや各種行事を通じ、子どもと保護者、高齢者等の様々な世代の交流を推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童センター管理運営事業	利用者数（人）	147,426	147,643	148,377	149,328	150,279	151,230

② 就労支援

高齢者の老後の生活安定のみならず、社会参加による生きがいにもつながるため、関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進します。

●佐倉市シルバー人材センターへの支援

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、高年齢者就業援助法人として、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自立的運営を図り、協働・共助のもとに働くことを基本としています。今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対し支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター補助事業	会員数（人）	1,105	1,165	1,200	1,200	1,200	1,200
	就業延人数（人）	111,167	113,921	115,000	115,000	115,000	115,000
	年間就業率（%）	82.5	84.9	90	90	90	90

●高齢者福祉作業所の活用

60歳以上の市民で構成する団体を対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入等につながる技術の習得を図るための活動の場として利用されている高齢者福祉作業所について、管理委託するシルバー人材センターと連携を図りながら運用をしていきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
レインボープラザ 佐倉管理運営委託事業	利用団体数（団体）	180	134	130	130	130	130
	利用者数（人）	1,896	1,231	1,230	1,230	1,230	1,230

●高齢者のための就労に関する相談及び情報提供

働く意欲のある高齢者の就業機会の情報提供として、定年退職者等の軽易な業務等への就労を援助する佐倉市シルバー人材センターの活動等を広報します。また、市とハローワーク成田が協力して設置運営する地域職業相談室により、高齢者の就労情報を提供するほか、ホームページで就労に関する各種機関を紹介するなど、高齢者等の就業機会の確保に向けた情報提供を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター入会説明会開催	説明会参加者数 (人)	300	381	150	320	320	320
地域職業相談室運営事業	利用者数 (人)	11,088	3,898	17,201	17,201	17,201	17,201

(4) 敬老事業の推進

市民の敬老意識の高揚を図るとともに高齢者の地域社会への参加及び生きがいの充実を図るための取り組みを推進します。

① おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業の推進

若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が行う取り組みを支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業	実施地区数 (地区)	—	—	7	7	7	7
	敬老率※ (%)	—	—	50	50	50	50

※ 地域貢献活動を行っているお年寄りに対して尊敬していると感じる市民の割合

③ 敬老祝金の贈呈

当該年度内に満 99 歳と満 100 歳に達する人の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金を贈呈します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老祝金贈呈事業	対象者への通知件数	105	109	110	115	115	115

2 いきいき健康づくり

(1) 健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康で安心した生活を送ることができるよう、健康の維持・増進等を目的とした各種の施策やサービスを提供し、高齢者の健康維持・増進を推進します。

① 心とからだの健康づくり

佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」の基本理念「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」のもと、高齢者になっても、健康で自立して暮らすことのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」につながる取組みを推進します。

【主な取組み】

- 生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。
- がん検診や特定健診（健康診査）の重要性を啓発し、受診を勧奨します。
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。（健康教育、健康相談、訪問指導、特定保健指導）
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。（健康教育、健康相談、訪問指導、特定保健指導）
- 生活習慣病予防のために、野菜を多くとれるメニューを広めます。（食生活改善推進員地区活動、出前健康講座、多様な広報媒体の活用）
- ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。（出前健康教育、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、運動指導事業）
- 運動を始め、運動を習慣にできるよう環境の整備を推進します。（マイヘルスプラン普及啓発事業、運動指導事業及び自由開放日の開催）
- 日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。（出前健康講座、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、健康相談、特定保健指導）
- 一緒に運動し励まし合うことができる仲間づくりを支援します。（関係各課・地域の健康増進施設やスポーツ団体等と連携して運動に関する事業や運動している市民団体の情報発信）
- こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。（こころの健康相談、講演会、出前健康講座、広報、ホームページ、リーフレット）

② 歯と口腔の健康づくり

「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を平成26年2月に策定し、市民の歯と口腔の健康づくりを計画的に推進しています。

【主な取組み】

- 歯・口腔と生活習慣病との関係、噛むことの効果を普及啓発します。（出前健康教育、糖尿病予防学習会、健康相談、広報）
- 歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取組みを推進します。（歯ッピーかみんぐフェア、よい歯のコンクール、市民公開講座）

③ はり、きゅう、マッサージ等利用助成

高齢者等の健康の増進を図るため、60歳以上または身体障害者手帳等を所持している18歳以上の市民のうち、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける人を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部補助を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業	申請件数	3,781	3,936	3,800	3,800	3,800	3,800
	発行枚数	41,988	43,974	42,000	42,000	42,000	42,000
	助成券利用率	48.1%	47.7%	48%	48%	48%	48%

(2) スポーツ活動の推進

「佐倉市スポーツ振興計画」に定める、ライフステージに応じた健康・体力づくりの取り組みとして、高齢者のスポーツ活動を推進します。

【主な取組み】

- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会等を開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操等を行う「通いの場」を増やしていきます。また、佐倉ふるさと体操等、高齢者でも気軽に行える体操を指導し広めるボランティアの育成と支援に努めます。

3 介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の知識を持ち、実践しながら生活するとともに、生きがいづくりや社会参加の場を確保することが重要です。

高齢者の社会参加と自立した日常生活を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減と重度化の防止を図ります。

また、包括的な介護予防体制の確立のため、事業間の連携や専門職の積極的な関与など、地域共生社会の実現に向けた体制強化に資する施策を推進します。

(1) 一般介護予防事業

生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指して、年齢や心身の状況に関係なくすべての高齢者が参加できる、住民主体の通いの場を拡大・充実して、介護予防を推進します。また、関係各課と連携のもと介護・医療・健診情報等の活用を踏まえ、介護予防と保健事業の一体的実施を進めます。

① 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、住民主体の通いの場や、訪問型・通所型短期集中予防サービスへつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識の普及啓発のため、講演会や各種教室、相談、出前講座等を実施します。あわせて、広報やホームページ、回覧板等の媒体により介護予防の知識普及に努めます。

また、佐倉わくわく体操会等をきっかけとした住民主体の通いの場づくりを継続します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室等の開催	1,208	962	950	950	950	950	1,208

③ 地域介護予防活動支援事業

地域で介護予防の普及と実践を担う介護予防リーダー等のボランティア養成研修を実施します。また、住民主体の通いの場の充実を図るため、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援します。あわせて、通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職が一体的に関与して、

フレイル予防等の保健指導に取り組みます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ボランティア	養成人数	199	201	190	200	210	220
補助金の交付団体	団体数	44	49	50	50	50	50
活動支援	回数		175	175	180	185	190
週1回以上活動する通いの場	カ所数	92	95	95	100	105	110
	参加者数	1,300	2,003	2000	2000	2100	2200

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションの視点から保健・医療の専門職による助言等の支援を行い、住民運営の活動の場における効果的かつ継続的な介護予防の取り組みを支援します。また、効果的な介護予防マネジメントや自立支援に向けたサービスを促進するため、地域ケア会議やサービス担当者会議、介護者や介護職員に対して、専門職による支援を行います。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスの提供に加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりが推進されます。

① 訪問型

【主な取り組み】

○ 訪問介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う費用（利用者負担を除く。）を負担します。このサービスは、以前の介護予防訪問介護に相当するものです。

○ 訪問型生活援助サービス（訪問型サービス A）

身体機能等の低下により家事等を行うことが困難な要支援者等に、市の研修を修了した「生活援助ヘルパー」が居宅を訪問し、生活援助を行います（身体介護はしません）。

○ 住民主体の生活支援サービス（訪問型サービス B）

住民主体で要支援者等の日常生活（買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子・網戸の張替え、布団干し、階段の掃除等）の支援を行う団体に対し、運営に要する経費の一部を補助します。

○ 訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービス C）

通常の通所サービスの利用が困難で、早期介入による閉じこもりの予防・改善、生活機能の向上等の支援が必要な要支援者等に対し、市の保健・医療の専門職が住まいを訪問し、介護予防相談と支援を行います。

○ 法人主体の移動サービス（訪問型サービス D）

公共交通を利用して、一人での外出が困難な要支援者等へ、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場及び集いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りをおこなう者に対し、運営費の一部を補助します。

一人では公共交通を利用した外出が困難な要支援者の、買い物や通院、社会参加等への送迎と、送迎前後の付添いや見守りを行う事業者に対し、運営費の一部を補助します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護 相当サービス	利用者数	560	525				
訪問型 生活援助サービス	利用者数	9	8				
訪問型サービス B 補助金の交付	団体数	4	3				
訪問型短期集中 予防サービス	利用者数	3	3				
訪問型サービス D 補助金の交付	団体数	2	2				

② 通所型

【主な取組み】

○ 通所介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、通所介護施設（デイサービスセンター）が行う、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生活向上のための支援の費用（利用者負担を除く。）を負担します。このサービスは、以前の介護予防通所介護に相当するものです。

○ 法人主体の通所型サービス（通所型サービス A^[鶴岡 駿1]）

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に対して、社会福祉法人等が自ら管理運営する市内の介護保険施設等で行う、保健・医療・福祉の専門職による閉じこもり予防や自立支援に資する活動の費用の一部を補助します。

○ 通所型短期集中予防サービス（通所型サービス C）

短期間の集中的な支援により心身機能や社会参加の回復が期待できる要支援者等に対して、市の保健・医療の専門職による介護予防プログラムを、通所形式で実施します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス	利用者数	1,081	1,094	1,094			
通所型サービス A 補助金の交付	団体数	2	2	2			
訪問型短期集中予防サービス	利用者数	19	23	12			

③ その他の生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者等への見守り等その他の生活支援サービスにかかる地域課題について、地域資源の開発等を行う地域ケア会議や、多様な主体間の情報共有と連携・協働により資源開発等を推進する協議体等の状況を踏まえ、検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター職員等が本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成を行います。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議等を活用した多職種の連携のもとでの個別事例検討や、地域包括支援センター職員向けの研修を実施します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防 ケアマネジメント	要支援相当数	2,785	2,856	2,975	3,099	3,229	3,864
	延利用者数	10,181	10,147	10,113	10,079	10,045	10,011



第2章「安心な生活の確保」

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

1 安心できる在宅福祉サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者のうち特に支援が必要な人に対して、生活の質の維持等を図るため、介護保険外の在宅福祉サービスを提供します。

(1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

① 高齢者等ふれあい配食サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な人に、居宅での生活を支援するため、週1～5回、夕食を配達します。配達は、本人に直接手渡しして、安否確認を行います。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者等ふれあい配食サービス	配食対象者数	123	116	106	110	115	115
	延配食数	17,557	16,185	14,006	17,680	18,480	18,480

② 緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者等を対象に、疾病・災害等による不測の緊急時に即応するため、居宅に設置する緊急通報装置を貸与します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置の貸与	貸与対象者数	167	153	153	170	170	170

③ 高齢者台帳への登録

一人暮らしの高齢者や認知症、寝たきり高齢者等のうち希望者について、見守りや緊急時の対応、各種福祉サービス利用等に役立てる高齢者台帳を作成し、市と民生委員・児童委員、地域包括支援センターの三者で情報を共有します。

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減

① 紙おむつ等の購入費用助成

要介護3～5の在宅の高齢者とその家族の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、該当の要介護者が使用する紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族支援事業	申請件数	1,075	1,230	1,350	1,500	1,650	1,800
	助成券 利用実績	15,949	17,716	19,300	21,200	23,300	25,600

② 訪問理美容出張費用の助成

高齢者や障害者のみの世帯の65歳以上かつ介護度が要介護4以上で、疾病等の理由で外出が困難な人を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける場合の出張費用の一部を助成します。

③ 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど社会的対応が困難で、介護保険サービスの対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援をおこない、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助します。

④ 福祉タクシー利用料金の助成

高齢者台帳に「寝たきり」と登録されている人に、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付し、外出のためタクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

⑤ 介護者教室

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と介護相談を行います。

⑥ 介護者のつどい

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護者のつどい	実施回数	40	35	19	40	40	40
	延参加者数	274	287	146	304	344	385

⑦ 介護マークの交付

介護中であることを周囲に理解されるための介護マークを、介護をする人に交付します。また、介護マークの普及啓発を図るため、公共施設やスーパーマーケット等に、周知のためポスターを掲示する等広報に努めます。

(3) 見守り支援・もしもの時の支援

① 高齢者安心カードの交付

外出時に携行することで万一の救急時や災害時の適切な対応に役立てるため、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等を記載する名刺サイズの高齢者安心カードを、市内に居住の60歳以上の人に提供します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者安心カード交付事業	交付枚数	30	43	50	60	70	80

② 救急医療情報キットの給付

緊急時等に必要な情報（かかりつけ医療機関、持病・服薬、緊急連絡先等）を記入して冷蔵庫内に保管することで、救急時や災害時の適切な対応につなげるため、救急医療情報キットを市内に居住する75歳以上の人に給付します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者安心キット給付事業	周知回数	2	2	2	2	2	2
	配布数	3,024	2,881	2,800	3,000	3,750	3,850

③ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク

高齢者の異変等を発見した場合に、市や地域包括支援センターに連絡する協定を、地域の各家庭を対象に業務を行っている事業者と締結しています。協定事業者の協力により、高齢者を地域においてさりげなく見守ることで、早期の対応を図ります。あわせて、協定締結事業者の拡大に努めます。

④ 2市1町SOSネットワーク

徘徊などで高齢者が行方不明になった場合に迅速な発見ができるよう、「2市1町SOSネットワーク」からの依頼を受け、佐倉市、八街市、酒々井町が防災無線等により、捜索への協力を住民に呼びかけます。

認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保のため、事前登録により、「SOSステッカー」（靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー）を交付します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2市1町 SOS ネットワーク	検索回数	30	32	23	40	40	40
	事前登録（ステッカー交付）者数	30	35	25	40	40	40

⑤ 高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制の強化を図るとともに、高齢者の生活状況や位置情報等を把握することができる「見守りサービス機器等」を設置、導入した際の初期費用等の一部を助成します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者見守り事業	見守り機器助成件数	—	1	3	30	30	30

（４）高齢者の安全運転支援

高齢ドライバーの交通事故防止及び事故時の被害を軽減するため、安全運転支援装置設置費用の一部を補助します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者安全運転装置促進事業	補助件数	—	—	103	120	120	120

2 認知症にやさしい佐倉の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっての身近なものになっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人の家族の視点を重視しながら、「共生（※1）」と「予防（※2）」を車の両輪として施策を推進していきます。

（※1 共生とは、認知症の人が、尊厳を希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、ということを表します。）

（※2 予防とは、認知症にならない、という意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする、ということを表します。）

（1）認知症の理解を深めるための普及・啓発と本人発信支援

① 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。また、認知症が疑われる場合に、適切かつ早期に対応するための知識の普及に努めます。

特に認知症の人と特に関わることの多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、こどもや学生に対する養成講座の拡大に努めます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	52	45				
	受講者数	1,602	1,616				
	サポーター数	20,057	21,673				

② 広報やリーフレットなどによる、認知症の理解促進

③ 認知症サポート医、認知症専門医による普及・啓発

④ 世界アルツハイマーデーの啓発

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症のかたとその家族が暮らしやすい地域づくりのために、各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置するとともに、日常生活圏域ごとに「オレンジカフェ」を開催します。

① 物忘れ相談の実施

物忘れや認知症について不安がある人とその家族を対象に、専門医等による物忘れ相談を実施します。受診の必要性の判断と、軽度認知障害（MCI）の早期発見により、認知症予防の支援につなげます。

② 認知症初期集中支援チームの活動推進

医療受診や介護サービスを受けていないものの、認知症が疑われる人と認知症の人を対象に、各地域包括支援センター内の「認知症初期集中支援チーム」と認知症サポート医が支援計画を作成し、受診や介護サービスへの利用支援等の初動対応を包括的・集中的に行うことで、家族負担の軽減と在宅生活の継続を支援します。

③ 認知症連携シート「さくらパス」の等の積極的な活用推進

専門医・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の支援関係者が情報を共有、連携して支援を行うため、認知症連携シート「さくらパス」を活用を促進します。

④ 多職種連携研修会の開催

認知症のケアには多職種の協働が必要なため、知識や技術の習得を目的とした合同研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

⑤ 認知症地域支援推進員の配置

⑥ 認知症カフェの開設

⑦ 家族介護支援事業（介護者教室・介護者のつどい）の開催

(3) 認知症バリアフリー、若年性認知症の人の支援、社会参加支援

認知症サポーター等を認知症の人と家族への支具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を構築します。あわせて、若年性認知症の人とその家族の支援体制の構築を図ります。

① 認知症高齢者声かけ訓練の実施

② 高齢者の虐待防止と見守りネットワーク

③ 2市1町 SOS ネットワーク

④ 成年後見制度利用支援

⑤ 成年後見制度〈市長申立て〉支援

⑥ チームオレンジの整備

⑦ 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

○ 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」

認知症になっても本人の意思が尊重され、地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、専門職がチームとなって、早期診断・早期対応の支援を行う。

(介護保険法―地域支援事業―包括的支援事業 社会保障充実分)



【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込 令和2年度	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム	チーム数	5	5				
認知症地域支援推進員	配置人数	5	5				
認知症カフェ	開催数	9	9				
チームオレンジ	チーム数						

3 権利擁護と地域での見守り

高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及と制度の活用の促進を図ります。また、地域の関係機関と連携して、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりを進めます。

(1) 成年後見制度

① 成年後見制度利用促進

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関（佐倉市成年後見支援センター）が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。

② 成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず親族による申立が期待できない高齢者について、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。あわせて、費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人等の報酬を助成します。

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症等により判断能力が不十分なため、生活上に何らかの問題を抱える高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的金銭管理等の援助を行っている佐倉市社会福祉協議会につなぐ等、地域と連携して支援をしていきます。

(3) 高齢者の虐待防止

高齢者虐待は、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応とともに、高齢者と養護者への支援が必要です。地域住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による地域の見守りを行うとともに、「虐待防止ネットワーク」を活用して、高齢者と養護者に対する支援を行います。

① 高齢者を取りまく地域における見守り意識の高揚

高齢者虐待の早期発見には、高齢者のわずかな異変を察知できる、居住する地域の人々等による日常における気付きが重要です。このため、「佐倉市家庭等における虐待・

暴力対策ネットワーク会議」等による関係機関の情報共有と連携の強化を図るとともに、広報やホームページ等を活用し、高齢者虐待に関する正しい知識の普及と、虐待防止への地域の意識の高揚を図ります。

② 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。

（４）養護老人ホームへの適切な入所措置

在宅において日常生活を営むのに支障がある６５歳以上の高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、老人福祉法第１１条規定による養護老人ホームへの入所等の措置を適切に行っていきます。

4 在宅生活を支える体制の充実

(1) 生活支援体制の整備

単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していく中、市が中心となって、さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、医療や介護のサービス提供に限らない、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

また、就労的活動などを含めた、役割がある形で高齢者の社会参加を促進する取り組みを検討していきます。

① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握を行い、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備充実を図ります。

② 協議体の設置及び運営

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化を図るため、協議体を随時設置し、高齢者を支える仕組みづくりを進めていきます。協議体には、地域住民や関係団体等にも参加を促し、地域の中での課題や不足する資源について、課題解決及び資源開発に向けた検討を行います。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体	開催回数	28	21				

(2) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施、また、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を実施します。

① 地域ケア個別会議の実施

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。

② 地域ケア推進会議の実施

個別ケースを検討する会議から、地域課題の抽出をおこない、地域課題の解決を検討していきます。

③ 介護予防のための地域ケア個別会議の取組強化

高齢者が尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多職種が連携しながら自立支援に資するケアマネジメント、ケアを提供するための体制づくりを強化していきます。

5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に行動できる都市環境を目指して、市民、民間事業者等との連携を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

① 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法※）や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠して、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

※バリアフリー新法

平成18年に制定。平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合するとともに、施策の拡充を図り、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として制定されたものです。

② 公共公益施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

公共公益施設等の整備では、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に従い、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザイン※による施設づくりを行います。また、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当する開発行為や商業施設等の整備について、事前協議段階より、高齢者・障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインによる整備を要請します。

※ユニバーサルデザイン

普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(2) 安心して利用できる交通基盤の整備

高齢者が道路等の公共空間や公共交通を利用する際に障がいとなる、段差、自動車や自転車の通行等の危険・不都合な場所の改善解消を図り、全ての人が安心して利用できるよう、さまざまな交通基盤の整備や施策の推進に努めます。

① 道路整備

高齢者等が快適に行動できるように、道路沿いの土地所有者や居住者等の理解と協力を得ながら、市街地における歩道の整備、視覚障がい者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配と段差の解消を進めます。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障がい物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩用スペースの確保等、高齢者等の負担を軽減するための整備を進めます。

② 公共交通の整備

高齢者等の社会参加の促進や日常生活における移動手段の確保のため、民間路線バスや佐倉市コミュニティバス等による公共交通網の維持、充実を図っていきます。また、エレベーターやエスカレーター、車いす対応トイレの設置が未整備の鉄道駅については、公共交通事業者の整備計画等を踏まえて、支援をしていきます。

③ 交通安全の推進

高齢者・障がい者等が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備を関係機関に要請します。あわせて、高齢者等の安全・安心な外出や移動を確保するため、高齢者等の通行に配慮した自転車・自動車の走行、駐輪・駐車マナー等の啓発を行い、交通安全を推進します。また、交通安全の啓発資料を配布して、高齢者自身の安全対策を呼びかけます。

④ 移動が困難な高齢者に対する支援

NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護者や身体障害者等に対して実施する福祉有償運送について、福祉有償運送運営協議会において指導、助言します。

移動に困難な高齢者等に対する通院の送迎や買い物等の移動を支援する外出支援サービスや宅配サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。

(3) 高齢者が生活しやすい住まいの整備

高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、住まいに関する相談活動や情報提供に努めます。また、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができるよう、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

① 市営住宅の改修

高齢者が安全・安心に市営住宅に居住することができるよう、改修・建替えにあわせてバリアフリー化を進めていきます。

② 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者（開発事業者・建築主等）に対して要請・指導を行います。

また、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等については、千葉県と情報の共有を図りつつ、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した立地等、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの整備を図ります。

③ 介護保険サービスにおける住宅改修費支給

要支援・要介護の認定を受けている人に対し、必要に応じてリハビリテーション専門職等による点検を行いながら、介護保険サービスによる住宅改修費を支給します。

④ 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

高齢者の住まいに関する相談に対して、佐倉市住宅相談協議会との連携による対応や、空き家バンク制度、近居・同居住替支援事業等補助制度の周知により、相談活動や情報提供をおこないます。

また、住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、千葉県住まいづくり協議会と連携して、住まい探しや居住支援サービスに関する情報提供等をおこないます。

⑤ 高齢者施設の整備方針について

令和 22 年（2040 年）の人口状況を視野に入れ、かつ、地域包括ケアシステムの進展を考慮して、第 8 期における適正な施設整備を進めます。

6 災害・感染症対策の推進

近年、大地震、河川の氾濫、土砂崩れ等の大規模な災害や、新たな感染症の流行等により高齢者が犠牲となる事例が相次いで発生しています。

高齢者は、運動能力の低下等で迅速・的確な避難行動等が取り難いため災害の犠牲になりやすく、また、老化や生活習慣病等による抵抗力の減退等に伴い感染症に罹患すると重症化の危険性が高いことから、これらの危機に関する対策の充実を図る必要があります。

(1) 災害への対策

「佐倉市地域防災計画」等に沿って、地震や水害等災害時における高齢者の生活を支える取り組みを進めます。

① 高齢者施設の整備方針について

東日本大震災を契機として、社会福祉法人と協定を締結し、市内の社会福祉施設を高齢者等の福祉避難所として活用する体制を築いています。さらに新設される施設との協定締結を推進するとともに、地域団体等と連携した避難訓練や検討会等の実施など災害時の実行性を高めるための取り組みを進めます。あわせて、被災時における施設のライフライン等確保のための検討を進めます。

② 在宅避難者への対応

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア団体、福祉サービス事業者等が連携して、在宅で避難生活をおくる要配慮者に対する訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握のための連絡体制の整備を図ります。

(2) 感染症等による健康危機への対応

「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿って、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切でわかりやすい広報等による啓発に努めます。あわせて、感染症の流行時には、関係機関等との連携協力の下に、感染症のまん延予防に努めます。



第3章「医療・福祉」

～いつまでも自分らしく生きるために～

1 在宅医療・介護の連携と推進

(1) 医療・介護連携における課題の把握と対応策の検討

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことが出来るように、地域の医療・介護関係者へのヒアリングや実態把握を行い、在宅医療・介護連絡会議において対応策を検討します。

(2) 医療・介護関係者に対する相談体制の構築

地域の医療介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行います。

(3) 地域住民への普及啓発

在宅での療養が必要になったときに、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する学習会や講演会を開催します。あわせて、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、自分の受けている医療や介護の情報、緊急時の連絡先、万が一の場合の延命治療に関する意思から葬儀に関する考えまでを記入することが出来る「わたしらしく生きるを支える手帳」の普及をはかります。

(4) 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進

在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者が速やかに情報共有する体制の整備をすすめます。終末期までの切れ目ない医療と介護の提供体制の整備に向けて、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修会や事例検討会を開催して、各専門職がお互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築していきます。

2 介護保険サービスの充実

団塊の世代が後期高齢期を迎える令和7年（2025年）を目前に控え、必要とされるサービス水準を確保し、適正に介護保険サービスの提供がおこなえるよう、介護基盤の充実促進と、保険者機能の向上を図るための体制を整備します。

(1) 介護保険サービスの推進

介護を必要とする段階となった高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き在宅サービスの充実を図ります。また、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス基盤の

整備を進めます。あわせて、高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言をおこないます。

① 事業所の整備

一般高齢者等へのニーズ調査で、介護が必要になった場合に在宅介護を希望との回答が40.0%と、在宅介護を望む高齢者が多数を占めていることを踏まえ、訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅生活を支える居宅サービス、24 時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実に努めます。

なお、施設サービスの整備目標策定にあたっては、市内全域を基本単位とし、事業者への聴取や働きかけを実施しながら、原則公募によりサービス基盤の整備を進めます。

② 事業者への支援

介護保険サービス事業所の運営や経営状況、サービス提供の状況把握に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、きめ細やかな相談対応や事故防止に向けた適切な助言をおこなうことにより、事業者のサービスの質の向上を支援します。あわせて、介護保険サービス事業者間で構成する各種連絡協議会等との連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会等の活動を支援します。

また、指定届や変更届等は共通様式とする、押印の見直しや郵送等による申請の勧奨を積極的に行う等により、文書負担や来庁負担の軽減を図ります。

③ 共生型サービスの円滑な導入

佐倉市では、平成 29 年の共生型サービス開始以前から、障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供を行っており、当事者が65歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。今後も、この支援方針を継承するとともに、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所への共生型サービス事業所の円滑な導入の支援など、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所で安心してサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

(2) 介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化

法令等に基づく基本的なサービスを提供し、介護保険制度への信頼を維持していくために、事業者の指導及び育成を行います。また、適正な保険料の徴収と給付の推進し、

適切なサービスを提供することにより、持続可能なシステムを維持するよう努めます。

① サービスの質の担保

市が指定している地域密着型介護サービスや介護予防支援、居宅介護支援の事業者に対し、事業者支援を基本とした指導を効果的に行い、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いの周知徹底を図ります。

基準違反などが疑われる場合には監査を実施し、違反などが認められた場合には公正かつ適切な措置を行い、介護サービスの質の確保・向上と介護保険制度への信頼性の維持に努めます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービスの質の担保	集団指導回数	2	0	2			
	実地指導回数	0	26	0			

② 適切な要介護認定の推進

高齢者人口の増加に伴い申請者数と経費も増加する中、必要な介護サービスを迅速に提供するために、認定調査と審査判定が速やかに実施できるよう、介護認定審査会や認定調査員の体制を整備します。あわせて、電子化等による事務効率化に努めます。

また、公平かつ適正な認定調査及び審査判定を行うため、国の基準に基づき事務を執行するとともに、審査会委員や認定調査員への研修等を実施し、適切な運用を図っていきます。

③ 介護給付適正化事業の推進

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的として、介護給付適正化事業を行います。

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検（ケアマネジメント研修会を含む）、③住宅改修の適正化（実地検証）、福祉用具購入・貸与調査、④医療情報との突合、縦覧点検、⑤介護給付費通知、給付実績の活用など引き続き適正化に取り組みます。

感染症流行等、実地指導が困難な場合にも、必要な人に効果的に適切なサービスが提供されているかを確認するため、随時、居宅介護支援事業所を抽出してケアプランの点検を実施し、介護支援専門員の資質・専門性の向上などを支援するとともに、その手法について研究を進めます。その他、安定した介護保険制度運用のため、被保険

者をはじめ広く市民に介護保険制度の周知を行い、適切な利用を促していきます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
適正化主要5事業の実施数	事業数	5	5	5			

④ 低所得者等の負担軽減

低所得者等が、介護サービスの利用を制限されないことがないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進などを図り、高齢者の所得状況に配慮した負担軽減策を実施します。また、サービスの利用控えによる重度化防止や家族の介護疲れを防ぐためにも、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される高額介護サービス費や、所得・資産が一定以下の場合に利用できる負担限度額制度、また、災害時における減免制度など、個別の制度の周知に努めます。

(3) 介護サービスの質の向上

ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、介護事業者の業務効率化への取り組みを支援します。

深刻化する介護人材不足に対応するために、介護の仕事に対するイメージの向上や各種啓発、情報提供、人材確保に向けたさまざまな支援を充実します。

多様化する高齢者のニーズに応じてきめ細かなサービスを提供するため、苦情相談体制を充実させるとともに、介護相談員派遣事業等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

① 苦情相談体制の充実

利用者本位の適切なサービスを受けることができるよう、また、介護サービスの質の向上につながるよう、相談体制の充実を図ります。苦情解決にあたっては、その内容に応じて、地域包括支援センターや千葉県、千葉県国保団体連合会などと連携し、解決を図っていきます。

② 介護相談員派遣事業の実施

利用者や家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行うことで、苦情に至る事態を未然に防止するなど、介護サービスの質の向上を図るため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等に、介護相談員を派遣していま

す。今後も、施設の増加や施設における困難事例に対応できる介護相談員体制づくりを進めるとともに、相談員制度の普及啓発と活動の充実を図りつつ、介護サービスの質の向上や虐待の未然防止等を推進していきます。

③ 介護人材の確保と資質の向上

団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年に向けて、高齢者が必要な介護サービスを利用するためには、介護サービス事業者が十分に人材を確保したうえで、その職場が長く働き続けることができるものであることが必要です。

市内の4割弱の事業所では平均3人の人材が不足し、9割弱の事業所では人材確保が困難と捉えていることから、必要となる介護人材の確保に向けて、資格取得支援や研修受講の支援を行うとともに、特別養護老人ホーム等における介護ロボット活用等による業務効率化や労働負担の軽減等の検討を進め、介護職場の環境改善を図ります。あわせて、広報等を通じて介護の仕事のイメージ向上に努めます。

④ 介護従事者への支援と業務効率化

介護人材の確保にあたっては、事業者に対する処遇改善等、各種加算の取得に関する説明や、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備等を一体的に取り組みます。また、介護現場における業務仕分けやロボット・ICT（情報通信技術）の活用、元気高齢者の業務参入による業務改善など、介護現場の革新の取組を進めます。あわせて、介護離職防止のため、雇用担当部局と連携しての職場環境の改善に関する普及啓発等に取り組みます。

（４）介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類が多様化している中、サービスを必要としている人が適切なサービスを選択できるよう、市民と事業者には情報をわかりやすく提供します。

① 介護保険や福祉制度に関する情報の提供

【主な取組み】

○ 制度案内の充実

介護保険制度やサービスを紹介する「みんなの介護保険」や福祉制度に関する情報を掲載している「地域資源ブック」などによる全般的な制度案内の充実に努めるとともに、ホームページを活用した迅速な情報提供など、さまざまな方法により制度の周知や普及を図ります。

○ 出前講座等を活用した啓発

地域の団体等の求めに応じ、市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、出前講座を開催します。あわせて、民生委員・児童委員等の協力を得ながら介護保険や福祉の制度の啓発を行います。

② 介護サービス事業者に関する情報の提供

介護サービス事業者に関する情報提供のために、厚生労働省が管理運営する「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営する「ちば福祉ナビ」のリンクを市のホームページに置いています。

介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用のほか、各事業所の情報公開を進め、市民が希望に沿ったサービスを選択できるよう、サービス提供事業所の特色や、質の向上のための取り組みのわかりやすく情報提供に努めます。

第3部

介護保険

サービス量と

介護保険料



第1章 介護保険サービス見込量

1 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

○ 被保険者数の推計

単位:人

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○ 要支援・要介護認定者数の推計

単位:人

※ 第2号被保険者数を含む。

2 介護保険サービス等の見込み

介護保険で利用可能なサービスの一覧は次のとおりです。

サービス種別		介護給付 要介護1～5	予防給付 要支援1・2
(1) 居宅サービス	①訪問介護	○	
	②訪問入浴介護	○	○
	③訪問看護	○	○
	④訪問リハビリテーション	○	○
	⑤居宅療養管理指導	○	○
	⑥通所介護	○	
	⑦通所リハビリテーション	○	○
	⑧短期入所生活介護	○	○
	⑨短期入所療養介護	○	○
	⑩福祉用具貸与	○	○
	⑪特定福祉用具購入費	○	○
	⑫住宅改修	○	○
	⑬特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	○	○
(2) 地域密着型 サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	②夜間対応型訪問介護	○	
	③認知症対応型通所介護	○	○
	④小規模多機能型居宅介護	○	○
	⑤認知症対応型共同生活介護	○	○ 要支援2のみ
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	
	⑨地域密着型通所介護	○	
(3) 施設サービス	①介護老人福祉施設	○	
	②介護老人保健施設	○	
	③介護医療院	○	
	④介護療養型医療施設	○	
(4) 居宅介護支援		○	○

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	人/月								

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑪ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー。介護予防支援にあつては保健師など）がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業所との連絡調整を行います。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスとを一体的に提供するサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

② 夜間対応型訪問介護

排せつケアを中心に定期的な巡回訪問や随時通報システムを組み合わせて提供する夜間専用の訪問介護サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								
予防給付	回/月								
	人/月								

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ提供する多機能サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								
予防給付	人/月								

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	回/月								
	人/月								

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

③ 介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。2023年度末に廃止の予定です。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人/月								

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護予防支援	人/月								
訪問型サービス	件/月								
通所型サービス	件/月								

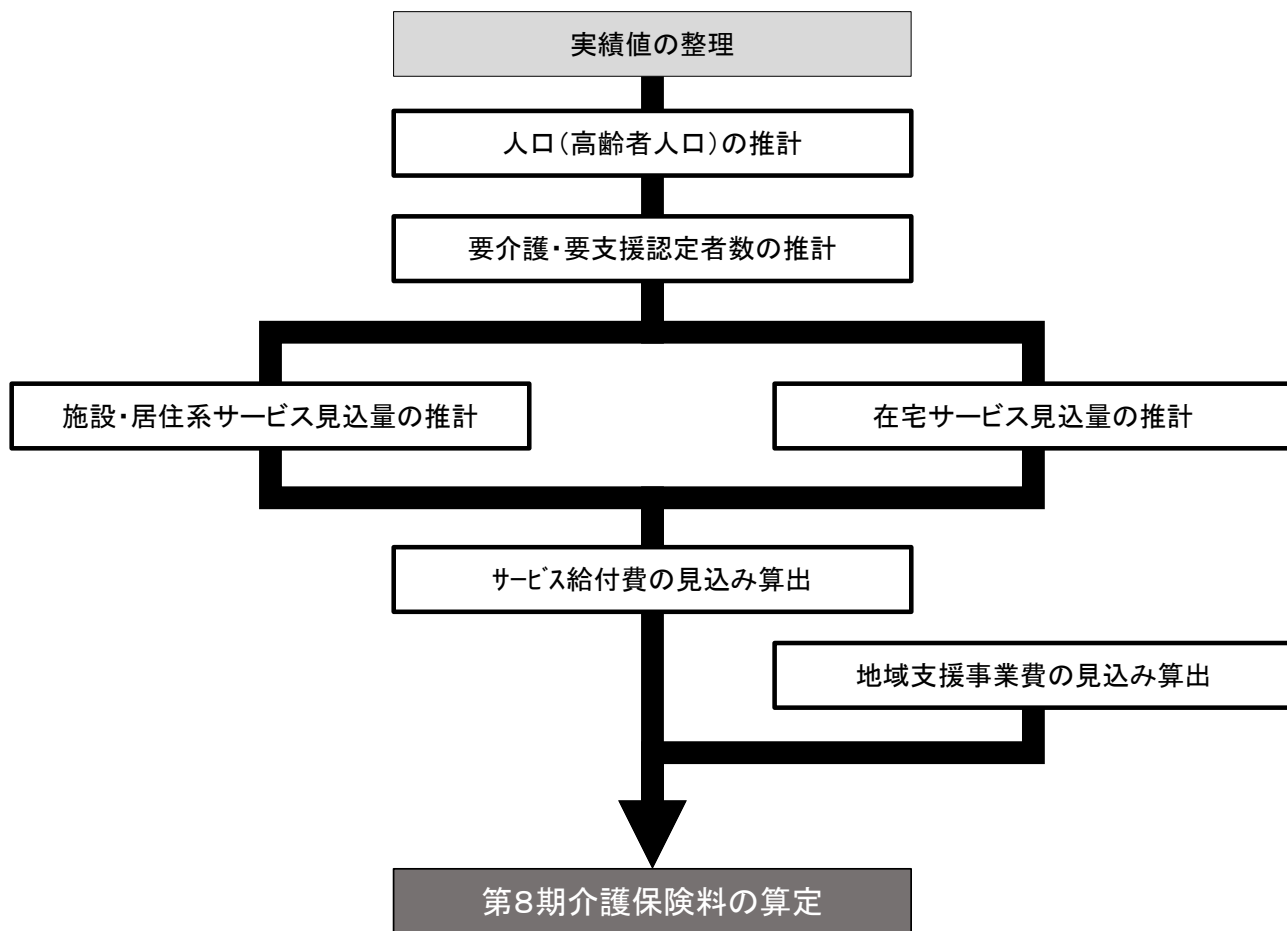


第2章 介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービスの見込量及び介護保険料の算定にあたっては、厚生労働省より提供される「地域包括ケア『見える化』システム」を活用しました。本市におけるサービスの利用実績を基礎としながら、利用の伸びなどの傾向やサービス提供の実情、将来の整備見込み等を反映させて算定を行いました。

○ 介護保険料の算出フロー



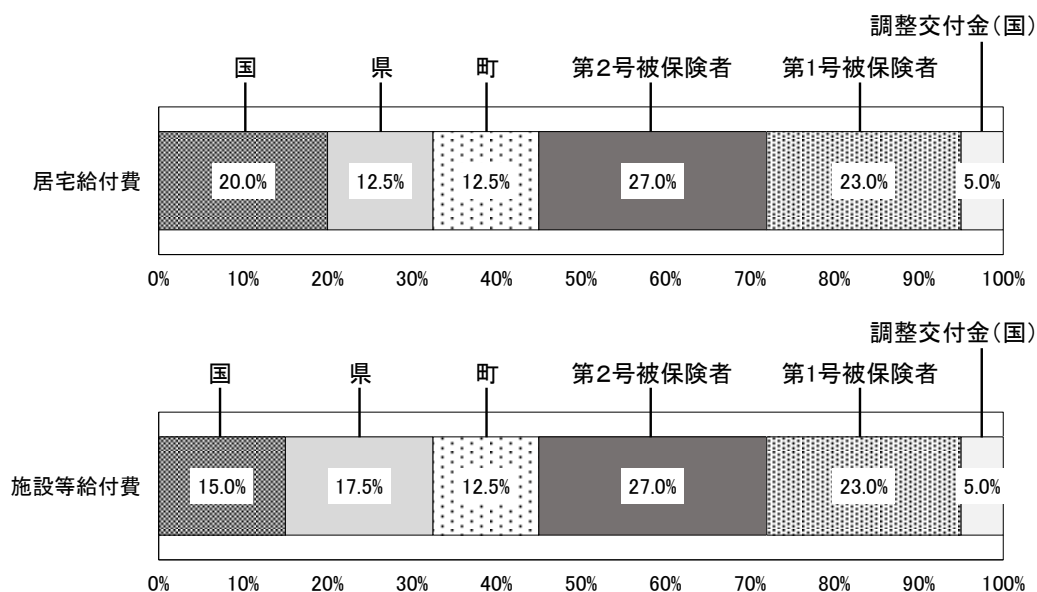
2 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

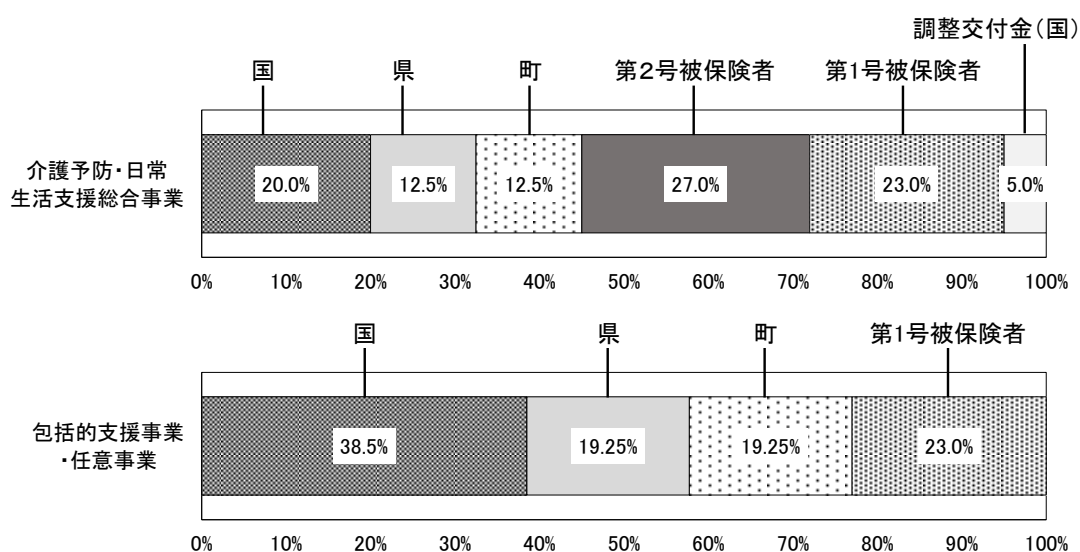
市民の介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第7期においては23.0%を担うことになります。

地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

○ 介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成



○ 介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成



3 介護保険給付費見込み額

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込み額は次のとおりです。

○ 居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護(老健)					
短期入所療養介護(病院等)					
福祉用具貸与					
特定福祉用具購入費					
住宅改修					
特定施設入居者生活介護					
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
地域密着型通所介護					
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護医療院					
介護療養型医療施設					
(4) 居宅介護支援					
合 計					

○ 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護(老健)					
介護予防短期入所療養介護(病院等)					
介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具購入費					
介護予防住宅改修					
介護予防特定施設入居者生活介護					
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
(3) 介護予防支援					
合 計					

○ 総給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅サービス					
居住系サービス					
施設サービス					
合 計					

4 保険料必要額の算定

○ 標準給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)					
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)					
高額介護サービス費等給付額					
高額医療合算介護サービス費等給付額					
算定対象審査支払手数料					

○ 地域支援事業費の見込み

単位:千円/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費					
包括的支援事業(社会保障充実分)					
合 計					

項目	計算式	金額
① 標準給付費		
② 地域支援事業費		
③ 第1号被保険者負担相当額	$(①+②) \times 23.0$	
④ 調整交付金相当額	$① \times 5.0\%$	
⑤ 調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額		
⑦ 財政安定化基金償還金		
⑧ 準備基金取崩額		
⑨ 保険料収納必要額	$③+④-⑤+⑥+⑦-⑧$	
⑩ 予定保険料収納率		
⑪ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 × 各所得段階別保険料率	
⑫ 保険料・年間	$⑨ \div ⑩ \div ⑪$	
⑬ 保険料・月額	$⑫ \div 12$	

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料の算出

佐倉市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料段階とするため、10段階に分けて保険料段階を設定します。

所得段階別の被保険者数は以下のように見込まれます。

(2) 第1号被保険者の保険料の段階

10段階に細分化した保険料基準額を基に、所得段階別の介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

○ 所得段階別第1号被保険者介護保険料の見込み

所得段階	対象者		負担割合	保険料 月額
第1段階	生活保護受給者		基準額 × 0.50	円
	住民税 非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.75	円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 × 0.75	円
第4段階	住民税 課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	円
第5段階 (基準段階)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 × 1.00	円 (基準額)
第6段階	住民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.30	円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	円
第10段階		合計所得金額が400万円以上の人	基準額 × 1.90	円

